

# 情報連携可能な事務手続の一覧及び 省略可能な書類（年金関係手続） （R6.3.1時点）

（注）

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
ID認証・マイナンバー担当

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1	1	1- -2ニ	1-75	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
2	1	1- -2ニ	1-76	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
3	1	1- -2ニ	1-77	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
4	1	1- -2ハ	1-78	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
5	1	1- -2ロ	1-79	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
6	2	2- -12ニ	2-416	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
7	2	2- -13ニ	2-417	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
8	2	2- -4ハ	2-418	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
9	2	2- -7	2-419	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の傷病手当金の併給調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
10	2	2- -19ニ	2-420	日雇特別被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
11	2	2- -4ハ	2-421	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	日雇特別被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
12	3	3- -13ニ	2-422	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
13	3	3- -5ハ	2-423	健康保険組合管掌健康保険被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
14	3	3- -8	2-424	健康保険組合管掌健康保険被保険者の傷病手当金の併給調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
15	3	3- -21	2-425	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（日本年金機構への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
16	3	3- -14ニ	2-426	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
17	2	2- -12ニ	2-427	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	





【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
50	2	2-12へ	2-465	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被 保険者の被扶養者届の認定	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被 保険者の被扶養者として、全国健康保険協会 に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
51	2	2-13へ	2-466	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る 確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入して いる者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
52	2	2-19へ	2-467	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健 康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
53	3	3-13へ	2-468	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養 者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者 が、被扶養者の要件を満たしているかの確認 を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
54	3	3-14へ	2-469	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者 が、被扶養者の要件を満たしているかの確認 を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
55	2	2-12ト	2-470	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被 保険者の被扶養者届の認定	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被 保険者の被扶養者として、全国健康保険協会 に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
56	2	2-13ト	2-471	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る 確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入して いる者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
57	2	2-19ト	2-472	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健 康保険協会に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
58	3	3-13ト	2-473	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養 者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者 が、被扶養者の要件を満たしているかの確認 を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
59	3	3-14ト	2-474	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者 が、被扶養者の要件を満たしているかの確認 を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
60	4	4-2ニ	3-54	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（国家 公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合 への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための 手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等）	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
61	4	4-2ニ	3-55	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（地方 公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合 への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための 手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等）	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
62	4	4-2ニ	3-56	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（日本 私立学校振興・共済事業団への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための 手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等）	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
63	4	4-2ハ	3-57	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための 手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
64	4	4-2ロ	3-58	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための 手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
65	6	6-17	4-251	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
66	6	6-17	4-252	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
67	6	6-17	4-253	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
68	6	6-17	4-254	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
69	6	6-7ロ	4-255	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
70	6	6-7ロ	4-256	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
71	6	6-7ロ	4-257	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
72	6	6-7ロ	4-258	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
73	6	6-7ロ	4-259	遺族年金の後順位者への支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
74	6	6-7ロ	4-260	遺族年金の後順位者への支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
75	6	6-7ロ	4-261	遺族年金の後順位者への支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
76	6	6-7ロ	4-262	遺族年金の後順位者への支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
77	6	6-9ハ	4-263	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
78	6	6-2ロ	4-264	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
79	6	6-3	4-265	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
80	6	6-16	4-266	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者に対して、休業手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
97	5	5- -8ハ	4-286	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
98	5	5- -9ハ	4-287	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
99	5	5- -8ニ	4-288	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
100	5	5- -9ニ	4-289	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
101	7	6の2- -2(6- -1イ、ロ)	5-3	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金の請求の審査（日本年金機構への照会）	労働者が被災しその傷病が治り、障害補償年金及び障害年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
102	7	6の2- -5(6- -1イ、ロ)	5-10	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金の支給の決定に係る届出の審査（日本年金機構への照会）	労働者が被災しその傷病が治らず、傷病補償年金及び傷病年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
103	7	6の2- -6(6- -1イ、ロ)	5-11	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金及び傷病（補償）等年金の支給の定期報告の審査（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が年1回の報告をする手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
104	7	6び2- -7(6- -1イ、ロ)	5-15	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金及び傷病（補償）等年金の受給権者の届出の審査（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が各種届出を行う手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
105	7	6の2- -1イ、ロ	5-23	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金及び傷病（補償）等年金の各支払月の支払に関する事務（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者に、各支払月に年金を支払う事務（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
106	7	6の2- -2(6- -1イ、ロ)	5-25	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の請求の審査（日本年金機構への照会）	労働者が死亡し、その遺族が遺族補償年金及び遺族年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
107	7	6の2- -6(6- -1イ、ロ)	5-26	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の受給権者の定期報告の審査（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者が年1回の報告をする手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
108	7	6の2- -7(6- -1イ、ロ)	5-27	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の受給権者の届出の審査（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者が各種届出を行う手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
109	7	6の2- -1イ、ロ	5-28	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の各支払月の支払に関する事務（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者に、各支払月に年金を支払う事務（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
110	7	6の2- -2(6- -1ハ)	5-29	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金の請求の審査	労働者が被災しその傷病が治り、障害補償年金及び障害年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
111	7	6の2- -2(6- -1ハ)	5-30	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の請求の審査	労働者が死亡し、その遺族が遺族補償年金及び遺族年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
112	7	6の2- -3(6- -1ハ)	5-31	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金の支給の決定に係る届出の審査	労働者が被災しその傷病が治らず、傷病補償年金及び傷病年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
113	7	6の2- -4(6- -1ハ)	5-32	労働者災害補償保険法による障害（補償）等一時金の請求の審査	労働者が被災しその傷病が治り、障害補償一時金及び障害一時金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報 情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
114	7	6の2-8(6-1ハ)	5-33	労働者災害補償保険法による年金である保険給付の払渡希望金融機関等の変更に係る届出の審査	年金たる保険給付の受給権者が、払渡金融機関等の変更を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
115	7	6の2-8(6-1ハ)	5-34	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金及び遺族（補償）等年金の各支払期月の支払に関する事務	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者に、各支払月に年金を支払う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
116	7	6の2-1ハ	5-35	労働者災害補償保険法による障害（補償）等一時金の支給に関する事務	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償一時金及び障害一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
117	16	12-5(12-1フ)	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
118	16	12-1フ	7-51	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
119	16	12-2ル 12-6ル	7-124	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁支援局障害児支援課	
120	9	8-1ヘ、チ、ヌ	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本年金機構への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
121	9	8-1リ	7-152	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
122	9	8-1ル	7-153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
123	9	8-1ト	7-154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
124	9	8-2ヘ、チ、ヌ	7-157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本年金機構への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
125	9	8-2リ	7-158	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
126	9	8-2ル	7-159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
127	9	8-2ト	7-160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
128	15	11の2-1イ、ハ、ホ	7-172	障害児入所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
129	15	11の2-1ニ	7-173	障害児入所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
130	15	11の2-1へ	7-174	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
131	15	11の2-1ロ	7-175	障害児入所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
132	16	12-8ワ	8-50	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁成育局保育政策課	
133	12	10の2-1イ、ハ、ホ	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
134	12	10の2-1ニ	8-100	肢体不自由児通所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
135	12	10の2-1へ	8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
136	12	10の2-1ロ	8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
137	16	12-4ヲ	9-18	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
138	19	13の2-2イ	10-14	他の法令による給付との調整（日本年金機構への照会）	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（日本年金機構への照会）	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
139	18	13-1ハ	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
140	19	13の2-1ロ	10-27	障害児養育年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
141	19	13の2-2ハ	10-28	障害年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害年金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
142	25	18-1ロ	14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害者保健福祉部精神・障害保健課	
143	25	18-2ロ	14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害者保健福祉部精神・障害保健課	
144	25	18-3ロ	14-33	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害者保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
145	25	18-1イ	14-36	精神障害者保健福祉手帳の交付（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
146	25	18-1イ	14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
147	25	18-1イ	14-38	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
148	25	18-2イ	14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
149	25	18-2イ	14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
150	25	18-2イ	14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
151	25	18-3イ	14-42	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
152	25	18-3イ	14-43	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
153	25	18-3イ	14-44	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
154	25	18-1イ	14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
155	25	18-2イ	14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
156	25	18-3イ	14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
157	26	19-1ノ	15-16	生活保護の実施（日本年金機構への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
158	26	19-1ツ	15-18	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、口座金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
159	26	19-2	15-41	生活保護の申請に係る事実についての審査 (日本年金機構への照会)	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等 (保護の実施機関)から受けるための手続 (日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
160	26	19-2	15-43	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等 (保護の実施機関)から受けるための手続 (日本年金機構への照会)	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合(日本 年金機構)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
161	26	19-3	15-65	職権による生活保護の開始若しくは変更(日 本年金機構への照会)	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道 府県等(保護の実施機関)から受けるための 手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
162	26	19-3	15-67	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道 府県等(保護の実施機関)から受けるための 手続(日本年金機構への照会)	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合(日本 年金機構)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
163	26	19-4	15-89	生活保護の停止若しくは廃止(日本年金機構 への照会)	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が 都道府県等(保護の実施機関)から受けるた めの手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
164	26	19-4	15-91	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が 都道府県等(保護の実施機関)から受けるた めの手続(日本年金機構への照会)	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合(日本 年金機構)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
165	26	19-6	15-115	徴収金の徴収(日本年金機構への照会)	生活保護法第70条に基づき不正受給された保 護費を都道府県等が受給者若しくは受給者で あった者等から徴収するための手続(日本年 金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
166	26	19-6	15-117	徴収金の徴収	生活保護法第70条に基づき不正受給された保 護費を都道府県等が受給者若しくは受給者で あった者等から徴収するための手続(日本年 金機構への照会)	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者証、決 定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合(日本 年金機構)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
167	26	19-1	15-134	生活保護の実施(国家公務員共済組合連合会 への照会)	生活保護費を受給者が都道府県等(保護の実 施機関)から受け取るための手続(国家公務 員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
168	26	19-1	15-135	生活保護の実施(地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合会への照会)	生活保護費を受給者が都道府県等(保護の実 施機関)から受け取るための手続(地方公務 員共済組合又は全国市町村職員共済組合連 合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
169	26	19-1	15-136	生活保護の実施(日本私立学校振興・共済事 業団への照会)	生活保護費を受給者が都道府県等(保護の実 施機関)から受け取るための手続(日本私立 学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
170	26	19-2	15-139	生活保護の申請に係る事実についての審査 (国家公務員共済組合連合会への照会)	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等 (保護の実施機関)から受けるための手続 (国家公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
171	26	19-2	15-140	生活保護の申請に係る事実についての審査 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員共 済組合連合会への照会)	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等 (保護の実施機関)から受けるための手続 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員共 済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
172	26	19-2	15-141	生活保護の申請に係る事実についての審査 (日本私立学校振興・共済事業団への照会)	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等 (保護の実施機関)から受けるための手続 (日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
173	26	19-3	15-144	職権による生活保護の開始若しくは変更(国 家公務員共済組合連合会への照会)	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道 府県等(保護の実施機関)から受けるための 手続(国家公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通 知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
174	26	19-3ン	15-145	職権による生活保護の開始若しくは変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
175	26	19-3ン	15-146	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
176	26	19-4ン	15-149	生活保護の停止若しくは廃止（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
177	26	19-4ン	15-150	生活保護の停止若しくは廃止（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
178	26	19-4ン	15-151	生活保護の停止若しくは廃止（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
179	26	19-5ン	15-167	保護に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
180	26	19-5ン	15-168	保護に要する費用の返還（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
181	26	19-5ン	15-169	保護に要する費用の返還（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
182	26	19-5ン	15-170	保護に要する費用の返還（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
183	26	19-5ン	15-174	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
184	26	19-6ン	15-181	徴収金の徴収（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
185	26	19-6ン	15-182	徴収金の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
186	26	19-6ン	15-183	徴収金の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
187	26	19-1ネ	15-194	生活保護の実施（日本年金機構への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
188	26	19-2ネ	15-195	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	生活保護開始決定等申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
189	26	19-3ネ	15-196	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
190	26	19-4ネ	15-197	生活保護の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
191	26	19-6ネ	15-198	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
192	26	19-5ネ	15-199	保護に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
193	34	22の3-1ハ	22-149	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
194	34	22の3-1ハ	22-203	退職遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される退職遺族年金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
195	34	22の3-1ハ	22-324	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
196	34	22の3-1ハ	22-347	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
197	34	22の3-1ハ	22-349	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
198	34	22の3-1ハ	22-361	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
199	34	22の3-1ハ	22-362	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
200	34	22の3-1ハ	22-363	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
201	34	22の3-1ハ	22-364	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
202	34	22の3-1ハ	22-393	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
203	34	22の3-1ハ	22-396	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
204	34	22の3-1ハ	22-404	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出の確認	障害共済年金の併給調整の対象となる他年金の支給が無くなる等、障害共済年金の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
205	34	22の3-1ハ	22-411	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
206	34	22の3-1ハ	22-415	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
207	34	22の3-1ハ	22-422	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
208	34	22の3-1ハ	22-445	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	退職共済年金の供給調整の対象となる他年金の支給が無くなる等、退職共済年金の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
209	34	22の3-1ロ	22-446	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	退職共済年金の供給調整の対象となる他年金の支給が無くなる等、退職共済年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
210	34	22の3-1ロ	22-447	受給権者の中出による退職共済年金の支給停止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
211	34	22の3-1ハ	22-448	受給権者の中出による退職共済年金の支給停止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
212	34	22の3-1ロ	22-449	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
213	34	22の3-1ロ	22-468	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
214	34	22の3-1ハ	22-469	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
215	34	22の3-1ロ	22-477	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
216	34	22の3-1ハ	22-478	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
217	34	22の3-1ロ	22-485	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
218	34	22の3-1ハ	22-486	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
219	34	22の3-1ロ	22-528	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
220	34	22の3-1ロ	22-539	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
221	34	22の3-1ロ	22-540	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
222	34	22の3-1ロ	22-541	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
223	34	22の3-1ロ	22-542	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	職務障害年金の供給調整の対象となる他年金の支給が無くなる等、職務障害年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
224	34	22の3-1ロ	22-543	受給権者の中出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
225	34	22の3-1ロ	22-544	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
226	34	22の3-1ロ	22-545	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
227	34	22の3-18二	22-547	被扶養者の認定の確認（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被扶養者として、私学共済に加入するための手続（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）又は若齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）（写）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
228	34	22の3-9、22の3-10イ	22-548	傷病手当金の支給決定（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	加入者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額改定通知書、年金振込通知書又は年金決定通知書・支給額変更通知書	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
229	34	22の3-1ハ	22-550	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
230	34	22の3-1ロ	22-551	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
231	34	22の3-1ロ	22-556	障害共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
232	34	22の3-1ハ	22-557	障害共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
233	35	22の4-1-2ハ	24-115	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
234	35	22の4-1-2ニ	24-116	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
235	35	22の4-1-2ハ	24-118	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
236	35	22の4-1-2ニ	24-119	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
237	35	22の4-1-2ハ	24-121	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
238	35	22の4-1-2ニ	24-122	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
239	35	22の4-1-2ハ	24-123	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
240	35	22の4-1-2ニ	24-124	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
241	35	22の4-1-2ハ	24-126	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
242	35	22の4-1-2ニ	24-127	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
243	35	22の4-1-2ハ	24-129	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
244	35	22の4-1-2ニ	24-130	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
245	35	22の4-1-2ハ	24-131	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
246	35	22の4-1-2ニ	24-132	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
247	35	22の4-1-2ハ	24-133	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
248	35	22の4-1-2ニ	24-134	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
249	35	22の4-1-2ハ	24-135	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
250	35	22の4-1-2ニ	24-136	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
251	35	22の4-1-2ハ	24-138	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害者の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
252	35	22の4-1-2ニ	24-139	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害者の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
253	35	22の4-1-2ハ	24-146	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
254	35	22の4-1-2ニ	24-147	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
255	35	22の4-1-2ニ	24-148	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
256	35	22の4-1-2ニ	24-158	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
257	35	22の4-1-2ハ	24-161	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
258	35	22の4-1-2ニ	24-162	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
259	35	22の4-1-2ホ	24-163	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
260	35	22の4-1-2ハ	24-164	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
261	35	22の4-1-2ニ	24-165	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
262	35	22の4-1-2ハ	24-167	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
263	35	22の4-1-2ニ	24-168	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
264	35	22の4-1-2ハ	24-170	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
265	35	22の4-1-2ニ	24-171	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
266	35	22の4-1-2ハ	24-172	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
267	35	22の4-1-2ニ	24-173	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
268	35	22の4-1-2ハ	24-174	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
269	35	22の4-1-2ニ	24-175	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
270	35	22の4-1-2ニ	24-180	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
271	35	22の4-1-2ハ	24-181	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
272	35	22の4-1-2ニ	24-182	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
273	35	22の4-1-2ハ	24-183	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
274	35	22の4-1-2ニ	24-184	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
275	35	22の4-1-2ニ	24-193	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
276	35	22の4-1-2ハ	24-194	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条約の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
277	35	22の4-1-2ニ	24-195	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
278	35	22の4-1-2ニ	24-213	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
279	35	22の4-1-2ニ	24-215	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
280	35	22の4-1-2ニ	24-224	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
281	35	22の4-1-2ニ	24-227	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	日本国籍を有しない者の遺族が未支給の厚生年金保険の脱退一時金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
282	35	22の4-1-2ニ	24-229	未支給の厚生年金保険の脱退手当金裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	脱退手当金受給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
283	35	22の4-1-2ニ	24-230	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
284	35	22の4-1-2ニ	24-231	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
285	35	22の4-1-2ニ	24-232	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
286	35	22の4-1-2ニ	24-234	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧厚生年金保険法による未支給の年金たる保険給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
287	35	22の4-1-2ニ	24-235	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
288	35	22の4-1-2ニ	24-241	旧法障害年金又は障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金又は障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
289	35	22の4-1-2ニ	24-242	旧法障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
290	35	22の4-4-1	24-416	三歳に満たない子を養育する被保険者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理（日本私立学校振興・共済事業団）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
291	35	22の4-4-2	24-435	未支給の厚生年金保険給付の請求（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
292	35	22の4-4-2	24-439	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
293	35	22の4-4-2	24-443	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に66歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
294	35	22の4-4-2	24-446	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて支給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
295	35	22の4-4-2	24-449	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の支給権がある者が、支給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
296	35	22の4-4-2	24-453	老齢厚生年金の支給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
297	35	22の4-4-2	24-456	老齢厚生年金支給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
298	35	22の4-4-2	24-458	繰上げ支給の老齢厚生年金の支給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
299	35	22の4-4-2	24-460	老齢厚生年金の支給権者（支給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
300	35	22の4-4-2	24-463	特別支給の老齢厚生年金支給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
301	35	22の4-4-2	24-471	老齢厚生年金支給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
302	35	22の4-4-2	24-473	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
303	35	22の4-4-2	24-487	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
304	35	22の4-4-2	24-489	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
305	35	22の4-4-2	24-491	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
306	35	22の4-4-2	24-493	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
307	35	22の4-4-2	24-497	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
308	35	22の4-4-2	24-500	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
309	35	22の4-4-2	24-502	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
310	35	22の4-4-2	24-504	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
311	35	22の4-4-2	24-508	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
312	35	22の4-4-2	24-512	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
313	35	22の4-4-2	24-520	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
314	35	22の4-4-2	24-537	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
315	35	22の4-4-2	24-539	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
316	35	22の4-4-2	24-547	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
317	35	22の4-4-2	24-548	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
318	35	22の4-2-2	24-560	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
319	35	22の4-2-2	24-561	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
320	35	22の4-2-2	24-562	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
321	35	22の4-2-1	24-575	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理（国家公務員共済組合連合会）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
322	35	22の4-2-2	24-589	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
323	35	22の4-2-2	24-590	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
324	35	22の4-2-2	24-593	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
325	35	22の4-2-2	24-594	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
326	35	22の4-2-2	24-597	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
327	35	22の4-2-2	24-598	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
328	35	22の4-2-2	24-600	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
329	35	22の4-2-2	24-601	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
330	35	22の4-2-2	24-604	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
331	35	22の4-2-2	24-605	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
332	35	22の4-2-2	24-607	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
333	35	22の4-2-2	24-608	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
334	35	22の4-2-2	24-609	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
335	35	22の4-2-2	24-610	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
336	35	22の4-2-2	24-611	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
337	35	22の4-2-2	24-612	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
338	35	22の4-2-2	24-614	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
339	35	22の4-2-2	24-615	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
340	35	22の4-2-2	24-622	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
341	35	22の4-2-2	24-623	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
342	35	22の4-2-2	24-624	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
343	35	22の4-2-2	24-634	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
344	35	22の4-2-2	24-638	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
345	35	22の4-2-2	24-639	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
346	35	22の4-2-2	24-640	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	財務省主計局給与共済課	
347	35	22の4-2-2	24-641	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	財務省主計局給与共済課	
348	35	22の4-2-2	24-642	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
349	35	22の4-2-2	24-643	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
350	35	22の4-2-2	24-645	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
351	35	22の4-2-2	24-646	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
352	35	22の4-2-2	24-648	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
353	35	22の4-2-2	24-649	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
354	35	22の4-2-2	24-650	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
355	35	22の4-2-2	24-651	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
356	35	22の4-2-2	24-652	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
357	35	22の4-2-2	24-653	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
358	35	22の4-2-2	24-657	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
359	35	22の4-2-2	24-658	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
360	35	22の4-2-2	24-659	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
361	35	22の4-2-2	24-660	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課名	本格運用を 開始したもの
362	35	22の4-2-2	24-669	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
363	35	22の4-2-2	24-670	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
364	35	22の4-2-2	24-671	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
365	35	22の4-2-2	24-687	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
366	35	22の4-2-2	24-689	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
367	35	22の4-2-2	24-698	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
368	35	22の4-2-2	24-700	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
369	35	22の4-2-2	24-701	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
370	35	22の4-2-2	24-702	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
371	35	22の4-2-2	24-703	離婚による三分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚による三分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
372	35	22の4-3-2	24-730	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
373	35	22の4-3-2	24-731	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
374	35	22の4-3-2	24-732	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
375	35	22の4-3-1	24-739	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
376	35	22の4-3-2	24-753	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
377	35	22の4-3-2	24-754	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
378	35	22の4-3-2	24-757	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
379	35	22の4-3-2	24-758	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
380	35	22の4-3-2	24-761	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて支給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて支給するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
381	35	22の4-3-2	24-762	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて支給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて支給するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
382	35	22の4-3-2	24-764	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
383	35	22の4-3-2	24-765	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
384	35	22の4-3-2	24-768	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
385	35	22の4-3-2	24-769	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
386	35	22の4-3-2	24-771	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
387	35	22の4-3-2	24-772	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
388	35	22の4-3-2	24-773	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
389	35	22の4-3-2	24-774	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
390	35	22の4-3-2	24-775	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額加算要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
391	35	22の4-3-2	24-776	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額加算要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
392	35	22の4-3-2	24-778	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
393	35	22の4-3-2	24-779	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
394	35	22の4-3-2	24-786	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
395	35	22の4-3-2	24-787	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
396	35	22の4-3-2	24-788	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
397	35	22の4-3-2	24-798	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
398	35	22の4-3-2	24-801	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
399	35	22の4-3-2	24-802	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
400	35	22の4-3-2	24-803	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
401	35	22の4-3-2	24-805	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
402	35	22の4-3-2	24-806	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
403	35	22の4-3-2	24-807	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
404	35	22の4-3-2	24-809	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
405	35	22の4-3-2	24-810	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
406	35	22の4-3-2	24-812	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
407	35	22の4-3-2	24-813	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
408	35	22の4-3-2	24-814	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
409	35	22の4-3-2	24-815	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
410	35	22の4-3-2	24-816	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
411	35	22の4-3-2	24-817	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
412	35	22の4-3-2	24-821	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
413	35	22の4-3-2	24-822	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
414	35	22の4-3-2	24-823	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6ら歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合交際障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6ら歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
415	35	22の4-3-2	24-824	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
416	35	22の4-3-2	24-833	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
417	35	22の4-3-2	24-834	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
418	35	22の4-3-2	24-835	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
419	35	22の4-3-2	24-851	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
420	35	22の4-3-2	24-853	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた者が年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
421	35	22の4-3-2	24-862	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
422	35	22の4-3-2	24-864	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
423	35	22の4-3-2	24-865	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
424	35	22の4-3-2	24-866	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
425	35	22の4-3-2	24-867	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
426	35	22の4-4-2	24-889	特別支給の老齢厚生年金受給権に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
427	35	22の4-4-2	24-890	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6ら歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が加重した場合に、障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6ら歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が加重した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
428	35	22の4-4-2	24-891	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
429	35	22の4-4-2	24-892	特別支給の老齢厚生年金受給権に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
430	35	22の4-1-2ニ	24-893	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
431	35	22の4-1-2ハ	24-894	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
432	35	22の4-1-1	24-895	養育期間標準報酬月額特例申出書の確認（日本年金機構）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
433	35	22の4-3-2	24-897	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6ら条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6ら条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
434	35	22の4-3-2	24-898	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理、審査、通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
435	35	22の4-2-2	24-899	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理、審査、通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
436	35	22の4-2-2	24-900	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理、審査、通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
437	35	22の4-4-2	24-903	老齢厚生年金の裁定請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
438	35	22の4-4-2	24-904	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
439	35	22の4-4-2	24-905	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受給するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
440	35	22の4-4-2	24-906	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
441	35	22の4-4-2	24-907	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
442	35	22の4-4-2	24-908	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
443	35	22の4-4-2	24-909	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る繰上げ年金加算事由該当届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
444	35	22の4-4-2	24-910	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
445	35	22の4-4-2	24-911	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
446	35	22の4-4-2	24-914	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
447	35	22の4-4-2	24-915	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
448	35	22の4-4-2	24-916	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
449	35	22の4-4-2	24-917	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
450	35	22の4-4-2	24-918	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
451	35	22の4-4-2	24-919	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
452	35	22の4-4-2	24-920	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加算金額の加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
453	35	22の4-4-2	24-921	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
454	35	22の4-4-2	24-922	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
455	35	22の4-4-2	24-923	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
456	35	22の4-4-2	24-924	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の脱退一時金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
457	35	22の4-1-2イ	24-931	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
458	40	24の3-2	29-16	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
459	40	24の3-2	29-37	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
460	40	24の3-1	29-38	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
461	40	24の3-2	29-39	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
462	40	24の3-2	29-52	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
463	40	24の3-2	29-53	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
464	40	24の3-2	29-54	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
465	40	24の3-2	29-55	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
466	40	24の3-1	29-69	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
467	40	24の3-2	29-70	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
468	40	24の3-1	29-71	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
469	40	24の3-2	29-72	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
470	40	24の3-1	29-73	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
471	40	24の3-2	29-74	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
472	40	24の3-1	29-76	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
473	40	24の3-2	29-77	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増した場合は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増した場合は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
474	40	24の3-1	29-78	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金給付権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
475	40	24の3-2	29-79	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
476	40	24の3-2	29-87	死亡当時胎児だったが出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の認定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だったが出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
477	40	24の3-1	29-100	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
478	40	24の3-2	29-101	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
479	40	24の3-1	29-102	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
480	40	24の3-2	29-103	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
481	40	24の3-2	29-105	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
482	40	24の3-1	29-106	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
483	40	24の3-2	29-107	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
484	40	24の3-2	29-109	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
485	40	24の3-1	29-110	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
486	40	24の3-2	29-111	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
487	40	24の3-1	29-112	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
488	40	24の3-2	29-113	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
489	40	24の3-2	29-115	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
490	40	24の3-2	29-116	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
491	40	24の3-1	29-117	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
492	40	24の3-2	29-118	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
493	40	24の3-2	29-120	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
494	40	24の3-1	29-123	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
495	40	24の3-2	29-124	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
496	40	24の3-2	29-126	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
497	40	24の3-1	29-128	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
498	40	24の3-2	29-129	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
499	40	24の3-2	29-131	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
500	40	24の3-2	29-134	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
501	40	24の3-1	29-136	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
502	40	24の3-2	29-137	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
503	40	24の3-1	29-139	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
504	40	24の3-2	29-140	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
505	40	24の3-1	29-142	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
506	40	24の3-2	29-143	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
507	40	24の3-1	29-144	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
508	40	24の3-2	29-145	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
509	40	24の3-2	29-150	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
510	40	24の3-1	29-151	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
511	40	24の3-2	29-152	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
512	40	24の3-2	29-153	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者給付見出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
513	40	24の3-1	29-154	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
514	40	24の3-2	29-155	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
515	40	24の3-1	29-156	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
516	40	24の3-2	29-157	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
517	40	24の3-2	29-166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
518	40	24の3-1	29-167	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
519	40	24の3-2	29-168	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
520	40	24の3-1	29-169	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
521	40	24の3-1	29-170	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
522	40	24の3-2	29-172	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
523	40	24の3-2	29-174	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理（国家公務員共済組合連合会）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
524	48	26の3-1イ	31-31	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
525	48	26の3-1ロ	31-32	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
526	48	26の3-1イ	31-33	年金確保支援法による国民年金第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届の届出	配偶者の第二号被保険者期間と不整合がある期間に係る第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
527	48	26の3-1ロ	31-34	年金確保支援法による国民年金第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届の届出	配偶者の第二号被保険者期間と不整合がある期間に係る第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
528	48	26の3-4	31-126	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
529	48	26の3-4	31-128	国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
530	48	26の3-2	31-141	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
531	48	26の3-2	31-142	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
532	48	26の3-2	31-144	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達前に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
533	48	26の3-2	31-145	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達前に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
534	48	26の3-2	31-146	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達後に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
535	48	26の3-2	31-147	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達後に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
536	48	26の3-2	31-148	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
537	48	26の3-2	31-149	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
538	48	26の3-2	31-158	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
539	48	26の3-2	31-159	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
540	48	26の3-2	31-176	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
541	47	26の2-1	31-178	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
542	47	26の2-2	31-181	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・ 傷病補償年金決定通知書 ・ 障害補償決定通知書 ・ 遺族補償決定通知書 ・ 休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
543	48	26の3-2	31-182	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
544	48	26の3-2	31-183	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
545	48	26の3-2	31-184	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
546	48	26の3-2	31-185	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
547	48	26の3-2	31-187	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
548	48	26の3-2	31-188	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
549	48	26の3-2	31-189	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
550	48	26の3-2	31-190	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
551	48	26の3-2	31-191	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
552	48	26の3-2	31-192	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
553	48	26の3-2	31-193	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
554	48	26の3-2	31-194	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
555	48	26の3-2	31-195	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があ	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があ	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
556	48	26の3-2	31-196	国民年金法第30条の2第4項の規定により 同条第1項の請求があったものとみなされ た障害基礎年金受給権者に加算額対象者があ るときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により 同条第1項の請求があったものとみなされ た障害基礎年金受給権者に加算額対象者があ るときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
557	47	26の2-1	31-202	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者 に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者 が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険 年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険 年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（労 働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
558	47	26の2-2	31-203	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者 に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者 が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤 による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書 類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
559	47	26の2-1	31-205	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権 者に係る支給停止額変更届の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者 が年金の支給停止額を変更するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険 年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険 年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（労 働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
560	47	26の2-2	31-206	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権 者に係る支給停止額変更届の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者 が年金の支給停止額を変更するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤 による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書 類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
561	47	26の2-1	31-208	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消 滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなると きに、年金の支給を受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険 年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険 年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（労 働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
562	47	26の2-2	31-209	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消 滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなると きに、年金の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤 による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書 類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
563	48	26の3-2	31-210	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消 滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなると きに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
564	48	26の3-2	31-211	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消 滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなると きに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
565	48	26の3-2	31-212	支給停止されている障害基礎年金の受給権者 に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6 5歳に達するまでに前後の障害を併合した障 害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金 の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者 に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6 5歳に達するまでに前後の障害を併合した障 害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の 支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
566	48	26の3-2	31-213	支給停止されている障害基礎年金の受給権者 に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6 5歳に達するまでに前後の障害を併合した障 害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金 の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者 に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後6 5歳に達するまでに前後の障害を併合した障 害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の 支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
567	48	26の3-2	31-218	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権 者に係る所得状況届の届出の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権 者の所得状況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
568	48	26の3-2	31-224	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の請 求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の支 給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
569	48	26の3-2	31-225	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通 知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受け るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
570	48	26の3-2	31-226	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通 知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受け るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
571	48	26の3-2	31-228	遺族基礎年金の併給の調整による支給停止解 除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給す る年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
572	48	26の3-2	31-230	遺族基礎年金の受給権者の申出による支給停 止撤回の届出書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の受給権者が申出による支給停 止撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
573	48	26の3-2	31-236	遺族基礎年金受給権者に係る支給停止事由消 滅届の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給停止事由がなくなると きに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
574	48	26の3-2	31-238	所在不明による遺族基礎年金の支給停止解除 申請書の受理・審査・通知	遺族基礎年金受給権者であって、所在不明に より支給停止されていた方が年金の支給を受け るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
575	48	26の3-2	31-249	遺族基礎年金受給権者に係る未支給年金の請 求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金受給権者に係る未支給年金の支 給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
576	48	26の3-2	31-250	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
577	48	26の3-2	31-251	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
578	48	26の3-2	31-265	寡婦年金受給権者に係る未支給の給付の請求 書の受理・審査・通知	寡婦年金受給権者に係る未支給の給付を日本 年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
579	48	26の3-2	31-266	国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理・ 審査・通知	国民年金の死亡一時金の支給を日本年金機構 から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
580	48	26の3-2	31-269	未支給の国民年金の脱退一時金請求書の受 理・審査・通知	日本国籍を有しない者の遺族が未支給の国民 年金の脱退一時金の支給を日本年金機構から 受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
581	47	26の2-1	31-271	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
582	47	26の2-2	31-272	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
583	48	26の3-2	31-273	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
584	48	26の3-2	31-274	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
585	47	26の2-1	31-275	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
586	47	26の2-2	31-276	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
587	48	26の3-2	31-277	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
588	48	26の3-2	31-278	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
589	47	26の2-1	31-280	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
590	47	26の2-2	31-281	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
591	48	26の3-2	31-282	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
592	48	26の3-2	31-283	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
593	47	26の2-1	31-284	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
594	47	26の2-2	31-285	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
595	48	26の3-2	31-286	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
596	48	26の3-2	31-287	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
597	48	26の3-2	31-288	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
598	48	26の3-2	31-289	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
599	47	26の2-1	31-290	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
600	47	26の2-2	31-291	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
601	48	26の3-2	31-298	老齢福祉年金受給権者に係る未支給の老齢福祉年金の請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者に係る未支給の老齢福祉年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
602	48	26の3-2	31-373	旧国民年金法による老齢年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	旧国民年金法による老齢年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
603	48	26の3-2	31-379	旧国民年金法による通算老齢年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	旧国民年金法による通算老齢年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
604	48	26の3-2	31-385	旧国民年金法による障害年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	旧国民年金法による障害年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
605	48	26の3-2	31-392	旧国民年金法による母子年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	旧国民年金法による母子年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
606	48	26の3-2	31-398	旧国民年金法による母予年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	旧国民年金法による母予年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
607	48	26の3-2	31-409	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
608	48	26の3-3ロ	31-411	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
609	48	26の3-1イ	31-414	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
610	48	26の3-1ロ	31-415	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
611	48	26の3-1イ	31-416	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
612	48	26の3-1ロ	31-417	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
613	48	26の3-1イ	31-418	第三号被保険者の配偶者に関する届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
614	48	26の3-1ロ	31-419	第三号被保険者の配偶者に関する届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
615	48	26の3-3イ	31-422	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
616	48	26の3-3ロ	31-425	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
617	48	26の3-3イ	31-426	保険料免除等の申請の処分（継続免除）	国民年金保険料の継続免除を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
618	48	26の3-3ロ	31-427	保険料免除等の申請の処分（継続免除）	国民年金保険料の継続免除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
619	48	26の3-3イ	31-428	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
620	48	26の3-3イ	31-431	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
621	48	26の3-3ロ	31-432	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
622	48	26の3-4	31-437	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
623	48	26の3-4	31-438	国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
624	48	26の3-3イ	31-439	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
625	48	26の3-3ロ	31-442	国民年金保険料の産前産後免除の申請の処分	国民年金保険料の産前産後免除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
626	48	26の3-3ロ	31-443	配偶者状況変更の確認	国民年金保険料継続免除申請者が配偶者を有するに至ったとき又は有しない者となるに至ったときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
627	57	31-1リ、ル	37-7	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
628	57	31-1ヲ	37-10	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
629	57	31-1チ	37-11	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
630	57	31-1ヌ	37-12	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
631	57	31-2チ、ヌ	37-22	児童扶養手当の金額改定請求に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
632	57	31-2ル	37-25	児童扶養手当の金額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
633	57	31- 2ト	37-26	児童扶養手当の月額改定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
634	57	31- 2リ	37-27	児童扶養手当の月額改定請求に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
635	57	31- 3の3ロ、ニ 31- 4ニ、ヘ 31- 5チ、又 31- 6リ、ル	37-41	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況届に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
636	57	31- 3の3ハ1- 4ト31- 5ル31- 6ヲ	37-44	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況届に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
637	57	31- 3の3イ1- 4ハ31- 5ト31- 6チ	37-45	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況届に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
638	57	31- 3の3ハ1- 4ホ31- 5リ31- 6ヌ	37-46	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況届に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
639	59	31の3- 3	39-142	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
640	59	31の3- 3	39-163	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
641	59	31の3- 2	39-164	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
642	59	31の3- 3	39-165	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
643	59	31の3- 3	39-178	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
644	59	31の3- 3	39-179	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
645	59	31の3- 3	39-180	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
646	59	31の3- 3	39-181	離婚による三分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
647	59	31の3- 2	39-195	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
648	59	31の3- 3	39-196	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
649	59	31の3- 2	39-198	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
650	59	31の3-3	39-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
651	59	31の3-2	39-201	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
652	59	31の3-3	39-202	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
653	59	31の3-2	39-203	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
654	59	31の3-3	39-204	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
655	59	31の3-3	39-209	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
656	59	31の3-2	39-210	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
657	59	31の3-3	39-211	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
658	59	31の3-3	39-212	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
659	59	31の3-2	39-213	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額加算事由を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
660	59	31の3-3	39-214	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額加算事由を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
661	59	31の3-2	39-215	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
662	59	31の3-3	39-216	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
663	59	31の3-3	39-225	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
664	59	31の3-2	39-226	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
665	59	31の3-3	39-227	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
666	59	31の3-2	39-229	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
667	59	31の3-3	39-230	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
668	59	31の3-2	39-231	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
669	59	31の3-3	39-232	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
670	59	31の3-2	39-233	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに加算開始事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
671	59	31の3-3	39-234	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
672	59	31の3-2	39-236	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
673	59	31の3-3	39-237	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
674	59	31の3-2	39-238	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
675	59	31の3-3	39-239	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
676	59	31の3-3	39-247	死亡当時胎児だったが出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
677	59	31の3-2	39-260	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
678	59	31の3-3	39-261	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
679	59	31の3-2	39-262	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
680	59	31の3-3	39-263	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
681	59	31の3-3	39-265	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
682	59	31の3-2	39-266	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
683	59	31の3-3	39-267	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
684	59	31の3-3	39-269	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
685	59	31の3-2	39-270	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
686	59	31の3-2	39-271	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
687	59	31の3-2	39-272	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
688	59	31の3-3	39-273	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
689	59	31の3-3	39-275	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
690	59	31の3-3	39-276	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
691	59	31の3-2	39-277	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
692	59	31の3-3	39-278	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
693	59	31の3-3	39-280	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
694	59	31の3-2	39-283	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
695	59	31の3-3	39-284	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
696	59	31の3-3	39-286	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
697	59	31の3-2	39-288	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
698	59	31の3-3	39-289	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
699	59	31の3-3	39-291	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
700	59	31の3-3	39-294	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
701	60	31の4-1	39-295	障害共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
702	60	31の4-1	39-296	障害共済年金（経過的職域加算額）の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
703	60	31の4-1	39-297	遺族共済年金（経過的職域加算額）の供給の調整による支給停止の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
704	59	31の3-3	39-301	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
705	59	31の3-2	39-303	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
706	59	31の3-2	39-327	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届けの受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるな効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届けの受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
707	59	31の3-3	39-330	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
708	62	33-7	41-12	措置に要する費用の徴収（日本年金機構への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な5歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局高齢者支援課	
709	62	33-7	41-15	措置に要する費用の徴収（国家公務員共済組合連合会への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局高齢者支援課	
710	62	33-7	41-16	措置に要する費用の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局高齢者支援課	
711	62	33-7	41-17	措置に要する費用の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局高齢者支援課	
712	66	37-1ハ	46-4	特別児童扶養手当の認定（日本年金機構への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働省障害保健福祉部企画課	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
713	66	37-1ハ	46-7	特別児童扶養手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働省障害保健福祉部企画課	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
714	66	37-1ハ	46-8	特別児童扶養手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
715	66	37-1ハ	46-9	特別児童扶養手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
716	66	37-3コ	46-32	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
717	66	37-3コ	46-33	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
718	66	37-3コ	46-34	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
719	66	37-3コ	46-35	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本年金機構への照会）	特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
720	66	37-1ホ	46-36	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
721	66	37-3ニ	46-37	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
722	85	43の302-2 43の302-4	47-35	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（日本年金機構への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
723	85	43の302-3	47-38	福祉手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
724	85	43の302-5	47-39	福祉手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
725	85	43の302-1	47-40	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
726	68	38の2-1イ	47-69	障害児福祉手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
727	68	38の2-1イ	47-70	障害児福祉手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
728	68	38の2-1イ	47-71	障害児福祉手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
729	68	38の2-1イ	47-72	障害児福祉手当の認定（日本年金機構への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
730	68	38の2-1イ	47-73	特別障害者手当の認定（日本年金機構への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
731	68	38の2-1イ	47-74	特別障害者手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
732	68	38の2-1イ	47-75	特別障害者手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
733	68	38の2-1イ	47-76	特別障害者手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
734	68	38の2-2イ	47-77	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
735	68	38の2-2イ	47-78	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
736	68	38の2-2イ	47-79	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
737	68	38の2-2イ	47-80	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
738	68	38の2-1ハ	47-81	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
739	68	38の2-1ハ	47-82	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
740	68	38の2-2ハ	47-83	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
741	85	43の3の2-7	47-84	福祉手当所得状況届の内容の審査	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
742	72	39の3-3	54-2	休業補償の請求に係る事実についての審査	休業補償の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
743	72	39の3-2	54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
744	72	39の3-2	54-8	傷病補償年金の支給の決定に係る申請の審査	傷病補償年金の支給の決定に係る申請内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
745	72	39の3-2	54-10	療養の現状等に関する報告の審査	療養の現状等に関する報告の報告内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
746	72	39の3-2	54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査	年金たる補償の受給権者の定期報告の報告内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
747	72	39の3-2	54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査	年金たる補償の受給権者の届出の届出内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
748	72	39の3-2	54-17	障害補償年金の請求に係る事実についての審査	障害補償年金の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
749	72	39の3-2	54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査	遺族補償年金の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
750	72	39の3-2	54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務	年金たる補償の各支払期月に当該支払に係る事実関係を確認し支払いを行う手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
751	75	40の2-1	56-6	認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
752	75	40の2-2	56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室	
753	76	40の3-1イ、ハ	57-3	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理（日本年金機構への照会）	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
754	76	40の3-1イ、ハ	57-4	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知（日本年金機構への照会）	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
755	76	40の3-3イ、ハ	57-13	受給資格の決定（日本年金機構への照会）	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
756	76	40の3-4イ、ハ	57-16	失業の認定（日本年金機構への照会）	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
757	76	40の3-5イ、ハ	57-23	未支給の失業等給付の請求についての審査（日本年金機構への照会）	未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
758	76	40の3-3イ、ハ	57-29	高齢被保険者の受給資格の決定（日本年金機構への照会）	高齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
759	76	40の3-4イ、ハ	57-31	高齢受給資格者の失業の認定（日本年金機構への照会）	高齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
760	76	40の3-3イ、ハ	57-32	短期雇用特例被保険者の受給資格決定（日本年金機構への照会）	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
761	76	40の3-4イ、ハ	57-34	短期雇用特例受給資格者の失業の認定（日本年金機構への照会）	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
762	76	40の3-3イ、ハ 40の3-4イ、ハ	57-39	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業の認定（日本年金機構への照会）	日雇労働求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
763	76	40の3-3イ、ハ 40の3-4イ、ハ	57-41	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定（日本年金機構への照会）	日雇労働求職者給付金の特例による給付を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
776	76	40の3-3口 40の3-4口	57-137	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	日雇労働求職者給付金の特例による給付を受給資格者から職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
777	76	40の3-3口	57-138	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
778	76	40の3-4口	57-139	教育訓練支援給付金に係る失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
779	81	43の2-7 43の2-9	59-120	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付（日本年金機構への照会）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されたための手続（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
780	81	43の2-8 43の2-10	59-121	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新（交付）（日本年金機構への照会）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から検認（更新）されるための手続（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
781	81	43の2-5	59-122	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給（日本年金機構への照会）	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
782	81	43の2-5	59-123	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給（日本年金機構への照会）	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
783	81	43の2-6	59-124	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】（日本年金機構への照会）	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
784	81	43の2-2	59-125	高額療養費の支給（日本年金機構への照会）	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
785	81	43の2-3	59-126	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】（日本年金機構への照会）	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
786	81	43の2-4	59-139	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（日本年金機構への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
787	81	43の2-4	59-140	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
788	81	43の2-4	59-141	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
789	81	43の2-4	59-142	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
790	84	43の3-2	60-1	旧給員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
791	84	43の3-2	60-2	旧給員保険法による老齢年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
792	84	43の3-2	60-6	旧給員保険法による障害年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による障害年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
793	84	43の3-2	60-10	旧給員保険法による障害年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による障害年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
794	84	43の3-2	60-15	旧給員保険法による遺族年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
795	84	43の3-2	60-37	旧給員保険法による遺族年金の選択の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の選択届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
796	84	43の3-2	60-43	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
797	84	43の3-2	60-66	旧給員保険法による障害年金の改定請求の受理・審査・通知	旧給員保険法による障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
798	87	44-19	63-16	支援給付の実施（日本年金機構への照会）	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
799	87	44-19	63-18	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
800	87	44-29	63-64	支援給付の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	支援給付開始決定等申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
801	87	44-29	63-66	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
802	87	44-39	63-91	職権による支援給付の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
803	87	44-39	63-93	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
804	87	44-49	63-115	支援給付の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
805	87	44-49	63-117	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
806	87	44-69	63-140	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
807	87	44-69	63-142	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
808	87	44-59	63-199	支援給付に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会、援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
809	87	44-5ツ	63-206	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要する費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
810	87	44-1ネ	63-238	支援給付の実施（日本年金機構への照会）	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
811	87	44-2ネ	63-239	支援給付の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
812	87	44-3ネ	63-240	職権による支援給付の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	支援給付決定若しくは変更を要する者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
813	87	44-4ネ	63-241	支援給付の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
814	87	44-6ネ	63-242	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
815	87	44-5ネ	63-243	支援給付に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要する費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
816	91	44の5-2	66-1	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係る退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
817	91	44の5-1	66-2	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係る退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
818	91	44の5-2	66-3	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
819	91	44の5-1	66-4	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
820	91	44の5-2	66-5	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
821	91	44の5-1	66-6	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
822	91	44の5-2	66-7	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の請求書の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
823	91	44の5-2	66-10	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅の届出等の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
824	91	44の5-2	66-13	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
825	91	44の5-1	66-14	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
826	91	44の5-2	66-15	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
827	91	44の5-1	66-16	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
828	91	44の5-2	66-17	障害共済年金受給権者の障害の程度が変わったときの額改定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
829	91	44の5-2	66-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
830	91	44の5-1	66-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
831	91	44の5-2	66-21	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
832	91	44の5-1	66-22	障害共済年金受給権者が障害等級に該当したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害等級に該当したときの届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
833	91	44の5-2	66-25	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
834	91	44の5-2	66-30	併給の調整による遺族共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
835	91	44の5-2	66-63	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付の請求書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
836	91	44の5-2	66-67	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
837	91	44の5-1	66-68	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
838	91	44の5-2	66-73	各共済年金受給権者に係る受給代表者の変更の申請書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る受給代表者を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
839	92	45-1	67-1	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T.T）に係る給付を行う際の所得情報の確認	元組員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
840	92	45-2	67-2	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T.T）に係る給付を行う際の世帯情報の確認	年金者が死亡した際に、年金者の三親等内の親族が日本鉄道共済組合に支払未済給付を請求する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
841	92	45-3	67-4	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T.T）に係る給付を行う際の確認（国家公務員共済組合連合会）	元組員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与 共済課	
842	92	45-3	67-5	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T.T）に係る給付を行う際の確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	元組員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与 共済課	
843	92	45-3	67-6	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T.T）に係る給付を行う際の確認（日本私立学校振興・共済事業団）	元組員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与 共済課	
844	92	45-3	67-7	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T.T）に係る給付を行う際の確認（日本年金機構）	元組員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与 共済課	
845	94	47-38ホ	68-269	地域支援事業の実施の要件確認（日本年金機構への照会）	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
846	94	47-41ニ	68-270	地域支援事業の利用料に係る事務（日本年金機構への照会）	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
847	94	47-44ホ	68-271	保険料賦課要件の確認（日本年金機構への照会）	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
848	94	47-16ホ	68-272	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
849	94	47-29ホ	68-273	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
850	94	47-16ホ	68-274	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 介護保険計画課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
867	94	47-29ホ	68-291	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	
868	94	47-40ホ	68-292	高額介護予防サービス費相当事業の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	高額介護予防サービス費相当事業の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	
869	101	49の2-2	74-1	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
870	101	49の2-1	74-2	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
871	101	49の2-2	74-3	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
872	101	49の2-1	74-4	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
873	101	49の2-2	74-5	退職共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
874	101	49の2-2	74-9	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
875	101	49の2-2	74-10	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
876	101	49の2-1	74-11	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
877	101	49の2-2	74-13	退職共済年金受給権者に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
878	101	49の2-1	74-14	退職共済年金受給権者に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
879	101	49の2-2	74-17	障害共済年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
880	101	49の2-2	74-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
881	101	49の2-1	74-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
882	101	49の2-2	74-20	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
883	101	49の2-2	74-21	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
884	101	49の2-1	74-22	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
885	101	49の2-2	74-24	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
886	101	49の2-1	74-25	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
887	101	49の2-2	74-26	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
888	101	49の2-2	74-34	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
889	101	49の2-1	74-35	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
890	101	49の2-2	74-36	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
891	101	49の2-1	74-37	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
892	101	49の2-2	74-39	障害年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
893	101	49の2-2	74-41	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
894	101	49の2-1	74-42	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
895	101	49の2-2	74-54	各共済年金受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る支払未済の給付を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
896	101	49の2-2	74-55	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2以上の子の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
897	101	49の2-1	74-56	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2以上の子の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
898	101	49の2-2	74-57	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
899	101	49の2-1	74-58	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
900	101	49の2-2	74-62	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
901	101	49の2-1	74-63	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
902	101	49の2-1	74-64	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
903	101	49の2-2	74-65	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
904	103	51-10	77-31	新制度受給権者現況届の審査（特例付加年金）	農業経営再開の有無の確認をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
905	103	51-1ロ、51-8ハ	77-40	被保険者資格の取得に係る審査又は資格の確認	被保険者資格の取得要件を確認するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	農林水産省経営政策課	
906	103	51-8ロ	77-47	保険料の額の特例に係る申出の審査又は特例を受ける資格の確認	保険料の額の特例要件を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
907	103	51-16	77-99	旧制度受給権者の現況届の確認（経営移譲年金）	農業経営再開の有無の確認をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
908	107	54-1イ	83-2	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
909	107	54-1ハ	83-5	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
910	107	54-3イ	83-9	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
911	107	54-3ハ	83-12	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
912	107	54-2イ	83-23	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
913	107	54-2ロ	83-26	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
914	107	54-1ロ	83-28	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
915	107	54-4	83-29	特別障害給付金受給資格者に係る現況の届出の受理・審査・確認	特別障害給付金受給資格者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
916	107	54-3ロ	83-30	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
917	107	54-5	83-31	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業企画課、事業管理課	
918	108	55-4	84-103	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課「こども家庭庁連携局障害児支援課」	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
919	108	55-3	84-125	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省大又又は日本年金機構	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
920	110	55の3-3イ、ハ、ホ	84-172	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本年金機構への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
921	110	55の3-3ニ	84-173	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（国家公務員共済組合連合会への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
922	110	55の3-3ヘ	84-174	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
923	110	55の3-3コ	84-175	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
924	110	55の3-1イ、ハ、ホ	84-180	自立支援医療費の支給認定（日本年金機構への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
925	110	55の3-2イ、ハ、ホ	84-181	自立支援医療費の支給認定の変更（日本年金機構への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
926	110	55の3-4イ、ハ、ホ	84-182	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本年金機構への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
927	110	55の3-1ニ	84-183	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
928	110	55の3-2ニ	84-184	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
929	110	55の3-4ニ	84-185	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
930	110	55の3-1ヘ	84-186	自立支援医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
931	110	55の3-2ヘ	84-187	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
932	110	55の3-4ヘ	84-188	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
933	110	55の3-1コ	84-189	自立支援医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
934	110	55の3-2口	84-190	自立支援医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
935	110	55の3-4口	84-191	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
936	111	56-1	87-1	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	時効特例給付の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
937	112	57-1	90-1	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
938	112	57-1	90-2	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
939	112	57-1	90-3	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
940	114	59-4、6	92-8	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
941	114	59-5	92-9	職業訓練受講給付金の支給（国家公務員共済組合連合会への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
942	114	59-7	92-10	職業訓練受講給付金の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
943	114	59-3	92-11	職業訓練受講給付金の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
944	114	59-9	92-13	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（年金生活者支援給付金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増徴に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
945	114	59-8	92-14	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（特別障害給付金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
946	116	59の2の2-1ア	94-17	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁成育局保育政策課	
947	116	59の2の2-1イ	94-32	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁成育局保育政策課	
948	116	59の2の2-1ロ	94-45	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁成育局保育政策課	
949	116	59の2の2-5	94-58	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁成育局保育政策課	
950	116	59の2の2-1ハ	94-73	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	こども家庭庁成育局保育政策課	
951	117	59の2の2-2	95-1	高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
952	117	59の2の2-2	95-2	補足的高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
953	117	59の2の2-2	95-3	未支払の高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
954	117	59の2の2-2	95-4	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
955	117	59の2の2-2	95-5	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
956	117	59の2の2-2	95-6	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
957	117	59の2の2-1	95-7	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
958	117	59の2の2-1	95-8	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
959	117	59の2の2-1	95-9	障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
960	117	59の2の2-1	95-10	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
961	120	59の3-1へ、チ、ヌ	98-45	特定医療費の支給認定（日本年金機構への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
962	120	59の3-1リ	98-46	特定医療費の支給認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
963	120	59の3-1ト	98-48	特定医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
964	120	59の3-2へ、チ、ヌ	98-51	特定医療費の支給認定の変更（日本年金機構への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
965	120	59の3-2リ	98-52	特定医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
966	120	59の3-2ル	98-53	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
967	120	59の3-2ト	98-54	特定医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
968	120	59の3-1ル	98-67	特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	



# 情報連携可能な事務手続の一覧及び 省略可能な書類（年金関係以外の手続） （R6.3.1時点）

（注）

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
ID認証・マイナンバー担当

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1	2	2-12ハ	2-3	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
2	2	2-12ロ	2-4	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
3	2	2-13ハ	2-28	全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
4	2	2-13ロ	2-29	全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
5	2	2-14	2-32	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
6	2	2-15	2-35	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
7	2	2-16	2-38	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
8	2	2-4ロ	2-52	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたいことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
9	2	2-5	2-56	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
10	2	2-6イ	2-60	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
11	2	2-5	2-75	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
12	2	2-6イ	2-79	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
13	2	2-17	2-83	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
14	2	2-18	2-92	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
15	2	2-8ロ	2-95	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
16	2	2-9ロ	2-100	全国健康保険協会管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
17	2	2-19ハ	2-109	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
18	2	2-19ロ	2-110	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
19	2	2-4ロ	2-122	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたいことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
20	2	2-6イ	2-128	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
21	2	2-3	2-146	健康保険給付を受ける者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたいことを示す書類	全国健康保険協会		厚生労働省保険局 保険課	
22	2	2-10	2-149	健康保険給付を受ける日雇特別被保険者が同一の事由により健康保険法から給付を受けたことによる支給額の調整	日雇特別被保険者が、同一の事由により健康保険等から給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	35	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による給付を受けたいことを示す書類	全国健康保険協会		厚生労働省保険局 保険課	
23	3	3-12	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
24	3	3-13ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
25	3	3-13ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
26	3	3-15	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	健康保険組合の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
27	3	3-16	2-220	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
28	3	3-17	2-223	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
29	3	3-5口	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
30	3	3-6	2-238	健康保険組合被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
31	3	3-7イ	2-241	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
32	3	3-7イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
33	3	3-18	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	健康保険組合の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
34	3	3-19	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	健康保険組合の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
35	3	3-9口	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
36	3	3-10イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
37	3	3-10口	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
38	3	3-2	2-299	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	健康保険の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
39	3	3-4	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行う者とされている者	厚生労働省保険局 保険課	
40	2	2-15	2-341	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
41	2	2-16	2-342	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
42	2	2-17	2-343	日雇特例被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	日雇特例被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
43	2	2-18	2-344	日雇特例被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	日雇特例被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
44	2	2-8口	2-345	日雇特例被保険者の高額療養費の支給決定	日雇特例被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
45	2	2-9イ	2-346	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
46	2	2-9ロ	2-348	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
47	3	3-14ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
48	3	3-14ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
49	2	2-5	2-355	日雇特例被保険者の埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
50	2	2-20	2-357	全国健康保険協会任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
51	2	2-2	2-364	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた全国健康保険協会の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	休業補償決定通知書	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
52	3	3-3	2-365	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた健康保険の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
53	2	2-5	2-384	日雇特例被保険者の家族埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
54	3	3-6	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	健康保険組合の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
55	2	2-6ロ	2-401	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
56	2	2-6ロ	2-402	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
57	2	2-6ロ	2-403	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
58	2	2-6ロ	2-404	日雇特例被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
59	3	3-7ロ	2-405	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
60	3	3-7ロ	2-406	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
61	2	2-4イ	2-407	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
62	2	2-4イ	2-408	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
63	2	3-5イ	2-409	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
64	2	2-12イ	2-410	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
65	2	2-13イ	2-411	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
66	2	2-19イ	2-412	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
67	3	3-13イ	2-413	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
68	3	3-14イ	2-414	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
69	2	2-9イ	2-415	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
70	2	2-12ホ	2-460	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者として加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
71	2	2-13ホ	2-461	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
72	2	2-19ホ	2-462	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
73	3	3-13ホ	2-463	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
74	3	3-14ホ	2-464	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
75	2	2-8イ	2-475	全国健康保険協会被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
76	2	2-8イ	2-476	日雇特別被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
77	3	2-9イ	2-477	健康保険組合被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
78	2	2-9ハ	2-478	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
79	3	3-10ハ	2-479	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
80	2	2-9ハ	2-480	日雇特別被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
81	2	2-6イ	2-481	日雇特別被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特別被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
82	3	3-1	2-484	健康保険法第五十二条又は第五十三条の保険給付の支給	公的給付の支給に係る金額の授受に利用することができる預貯金口座を用いた保険給付の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局保険課	
83	3	3-11	2-485	健康保険組合任意継続被保険者の保険料の還付	任意継続被保険者について、公的給付の支給に係る金額の授受に利用することができる預貯金口座を用いた保険料の還付を行うための手続	89	任意継続被保険者について、公的給付の支給に係る金額の授受に利用することができる預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局保険課	
84	3	3-20	2-486	健康保険組合管掌健康保険任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
85	2	2-6	2-508	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
86	3	3-7	2-509	健康保険組合被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
87	2	2-6	2-510	日雇特別被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定	日雇特別被保険者だった者に対して、資格喪失後の傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
88	6	6-7イ	4-14	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
89	6	6-7イ	4-21	遺族年金の後順位者への支給決定	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
90	6	6-18	4-54	船員保険法による年金たる給付の受給（遺族年金の支給停止（解除）の決定）	船員保険法による遺族年金の支給の停止又は支給の停止の解除を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
91	6	6-9ロ	4-63	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
92	6	6-9イ	4-64	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
93	6	6-11	4-88	船員保険法による療養の給付の受給（高齢受給者の一部負担金の軽減の認定）	船員保険の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
94	6	6-12	4-91	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
95	6	6-13	4-94	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
96	5	5-10	4-102	船員法による療養補償との支給調整	船員保険の被保険者等が、下船後の療養補償に相当する船員保険法による給付を受けた際に、一部負担金等の自己負担の金額を給付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による療養費に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
97	5	5-4	4-117	船員保険法による療養の給付の受給等（葬祭料の支給決定）	船員保険の被保険者等が死亡した際に、葬祭を行った者に対して、資格喪失後の葬祭料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
98	6	6-14	4-138	特定疾病給付対象療養の申請の認定	船員保険の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
99	6	6-15	4-147	限度額適用・標準負担額軽減の認定	船員保険の被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
100	6	6-5	4-150	船員保険法による療養の給付の受給等（高額療養費の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
101	6	6-6イ	4-155	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
102	5	5-1	4-171	船員保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により健康保険法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三 条に規定する他の 法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省保険局 保険課	
103	6	6-10ロ	4-201	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
104	6	6-10イ	4-202	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
105	6	6-2イ	4-244	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
106	6	6-4	4-245	船員保険法による療養の給付の受給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
107	6	6-4	4-246	船員保険法による療養の給付の受給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
108	5	5-3	4-247	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
109	5	5-7	4-248	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
110	5	5-8イ	4-249	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
111	5	5-6	4-250	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
112	5	5-2	4-271	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三 条に規定する他の 法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省保険局 保険課	
113	5	5-8ロ	4-284	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局 保険課	
114	5	5-9ロ	4-285	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局 保険課	
115	5	5-6	4-290	船員保険法による療養の給付の受給等（年間の高額療養費の支給に関する事務）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
116	6	6-6ロ	4-291	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
117	5	5-5	4-292	船員保険法による療養の給付の受給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
118	5	5-5	4-293	船員保険法による療養の給付の受給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
119	5	5-4	4-307	船員保険被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定	船員保険被保険者だった者に対して、資格喪失後の傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
120	702	603-1	5-36	労働者災害補償保険特別支給金支給規則による障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給申請の審査	年金たる保険給付の受給権者が、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給するための認定を受けるための手続	09	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
121	702	603-2	5-37	労働者災害補償保険特別支給金支給規則による障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給に関する事務	年金たる保険給付の受給権者が、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給するための手続	09	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
122	702	603-3	5-38	労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給申請の審査	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学支援費又は労災就労保育支援費を受給するための認定を受けるための手続	09	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
123	702	603-4	5-39	労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給を受ける権利に係る届出の審査	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学支援費又は労災就労保育支援費を受給するための権利に関する手続	09	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
124	702	603-5	5-40	労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給に関する事務	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給を受けるための手続	09	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課	
125	9	8-1イ	7-9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
126	9	8-1ロ	7-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
127	9	8-1ニ	7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
128	9	8-1ホ	7-12	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
129	9	8-2イ	7-16	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
130	9	8-2ロ	7-17	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
131	9	8-2ニ	7-18	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
132	9	8-2ホ	7-19	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
133	8	7-1イ	7-23	里親の認定等の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
134	8	7-1ロ	7-24	里親の認定等の申請に係る事実についての審査	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
135	16	12-5(12-1ホ、ヘ)	7-28	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
136	16	12-5(12-1ト、チ)	7-29	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
137	16	12-5(12-1リ)	7-30	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
138	16	12-5(12-1ヌ)	7-31	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
139	16	12-5(12-1ル)	7-32	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
140	16	12-5(12-1ヲ)	7-33	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
141	16	12-5(12-1イ)	7-34	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
142	16	12-7	7-35	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
143	16	12-5(12-1ハ)	7-36	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
144	16	12-5(12-1ニ)	7-37	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
145	16	12-5(12-1カ)	7-38	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
146	16	12-1ホ、ヘ	7-40	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
147	16	12-1ト、チ	7-41	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
148	16	12-1リ	7-42	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
149	16	12-1ヌ	7-43	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
150	16	12-1ル	7-44	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
151	16	12-1ヲ	7-45	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
152	16	12-1イ	7-46	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
153	16	12-1ハ	7-48	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
154	16	12-1ニ	7-49	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
155	16	12-1カ	7-50	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
156	8	7-2ハ	7-54	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
157	14	11-1ニ	7-55	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
158	14	11-1ホ	7-56	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
159	8	7-3ハ	7-60	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
160	14	11-2ロ	7-61	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
161	14	11-2ハ	7-62	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
162	8	7-4ロ	7-65	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
163	14	11-3ロ	7-66	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
164	14	11-3(11-2ハ)	7-67	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
165	15	11の2-2	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
166	15	11の2-2	7-69	障害児入所医療費の支給（船員保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
167	15	11の2-2	7-71	障害児入所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
168	15	11の2-2	7-72	障害児入所医療費の支給（国民健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
169	15	11の2-2	7-73	障害児入所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
170	9	8-3	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
171	9	8-3	7-77	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
172	9	8-3	7-78	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
173	9	8-3	7-79	他の法令による給付との調整（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
174	9	8-3	7-80	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
175	8	7-2イ	7-81	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
176	8	7-2ニ	7-82	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
177	14	11-1ロ、ハ	7-83	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
178	8	7-3イ	7-86	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
179	14	11-2イ	7-89	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
180	16	12-3ハ	7-100	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁子育て局母子保健課	
181	16	12-3ニ	7-101	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁子育て局母子保健課	
182	16	12-3イ	7-102	療育の給付に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁子育て局母子保健課	
183	16	12-3ロ	7-103	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁子育て局母子保健課	
184	16	12-4リ	7-104	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁子育て局母子保健課	
185	16	12-4ル	7-105	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁子育て局母子保健課	
186	16	12-4ロ	7-106	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁子育て局母子保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
187	9	8-4	7-113	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請内容変更	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている支給認定の変更の届出を行った際の住民票に記載された住民票関係情報の確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
188	16	12-2へ、ト 12-6へ、ト	7-117	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
189	16	12-2チ 12-6チ	7-118	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
190	16	12-2ヌ 12-6ヌ	7-119	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
191	16	12-2ロ 12-6ロ	7-121	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
192	16	12-2ハ 12-6ハ	7-122	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
193	16	12-2ワ 12-6ワ	7-123	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁支援局障害児支援課	
194	8	7-5イ	7-125	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
195	8	7-5ロ	7-126	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
196	14	11-4イ	7-127	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
197	14	11-4ロ	7-128	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
198	9	8-3	7-129	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
199	15	11の2-2	7-130	障害児入所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
200	16	12-4ハ	7-131	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
201	16	12-2リ 12-6リ	7-132	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
202	9	8-1ワ	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
203	9	8-1フ	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
204	9	8-2フ	7-161	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
205	9	8-2フ	7-162	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
206	14	11-2イ	7-164	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
207	16	12-2ニ、ホ 12-6ニ、ホ	7-165	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
208	15	11の2-1ト	7-168	障害児入所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
209	16	12-1ロ	7-169	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
210	16	12-5（12-1ロ）	7-170	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
211	8	7-3ホ	7-171	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
212	15	11の2-1チ	7-176	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
213	9	8-1ハ	7-177	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
214	9	8-1ハ	7-178	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
215	9	8-1ハ	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
216	9	8-1ハ	7-180	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
217	9	8-1ハ	7-181	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（共済組合等）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
218	9	8-2ハ	7-182	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
219	9	8-2ハ	7-183	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（船員保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
220	9	8-2ハ	7-184	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国民健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
221	9	8-2ハ	7-185	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
222	9	8-2ハ	7-186	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（共済組合等）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
223	8	7-2ロ	7-187	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
224	8	7-3ロ	7-188	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
225	8	7-4イ	7-189	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
226	16	12-6イ 12-6ニ	7-190	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
227	8	7-3ニ	7-191	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	4	介護保険法による保険料の徴収、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
228	14	11-2ニ	7-192	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局障害児支援課	
229	10	9-1木	8-2	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実地若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	
230	10	9-1ハ	8-3	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
231	11	10- 1ハ	8-5	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
232	12	10の2- 2	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
233	12	10の2- 2	8-8	肢体不自由児通所医療費の支給（船員保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
234	12	10の2- 2	8-10	肢体不自由児通所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
235	12	10の2- 2	8-11	肢体不自由児通所医療費の支給（国民健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
236	12	10の2- 2	8-12	肢体不自由児通所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
237	10	9- 4へ	8-15	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
238	10	9- 4ト	8-16	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
239	10	9- 3ロ	8-18	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
240	10	9- 3ハ	8-19	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
241	11	10- 3バ	8-21	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
242	10	9- 5ロ	8-31	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
243	10	9- 5(9- 3バ)	8-32	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
244	11	10- 6ロ	8-34	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
245	13	10の3- ー	8-37	保育の利用の調整又は要請	保育所等の利用に係る調整又は規定こども園等に対する児童の利用の要請のための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
246	16	12- 8ホ、へ	8-38	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
247	16	12- 8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
248	16	12- 8ホ、へ	8-40	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
249	16	12- 8リ	8-41	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
250	16	12- 8ヌ	8-42	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
251	16	12- 8ル	8-43	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
252	16	12-8ヲ	8-44	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
253	16	12-8イ	8-45	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証等	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
254	16	12-8ハ	8-47	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
255	16	12-8ニ	8-48	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
256	16	12-8カ	8-49	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事又は都道府県知事(都道府県知事)	こども家庭庁成育局保育政策課	
257	10	9-1イ、ハ、ニ	8-52	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
258	11	10-1イ	8-53	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
259	11	10-1ニ	8-54	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
260	10	9-3イ	8-65	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
261	11	10-3イ	8-66	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
262	11	10-2イ	8-71	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
263	11	10-2ロ	8-72	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
264	16	12-4ハ	8-77	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
265	16	12-4リ	8-79	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局母子保健課	
266	16	12-4ル	8-80	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局母子保健課	
267	16	12-4ロ	8-81	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
268	11	10-4ハ	8-82	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
269	11	10-4ニ	8-83	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
270	11	10-4イ	8-84	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
271	10	9-4イ、ハ、ニ、ホ	8-85	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
272	12	10の2-2	8-87	肢体不自由児通所医療費の支給(私立学校教職員共済法)	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
273	10	9-1ロ	8-94	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
274	10	9-2	8-95	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
275	10	9-4ロ	8-96	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
276	12	10の2-1ト	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
277	11	10-3ホ	8-99	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
278	12	10の2-1チ	8-103	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害者補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局障害児支援課	
279	16	12-8ロ	8-104	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育課	
280	11	10-4ロ	8-105	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
281	11	10-1ロ	8-106	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
282	11	10-3ロ	8-107	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
283	11	10-6イ	8-108	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
284	11	10-3ニ	8-109	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局障害児支援課	
285	11	10-1ホ	8-110	特別障害児通所給付費の支給決定	特別障害児通所給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局障害児支援課	
286	11	10-3ヘ	8-111	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局障害児支援課	
287	11	10-5	8-112	特別障害児相談支援給付費の支給決定	特別障害児相談支援給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局障害児支援課	
288	16	12-4リ	9-8	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
289	16	12-4ヌ	9-9	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
290	16	12-4ル	9-10	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
291	16	12-4イ	9-11	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
292	16	12-4ロ	9-12	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
293	16	12-4ハ	9-13	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
294	16	12-4ニ	9-14	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
295	16	12-4フ	9-15	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
296	16	12-4ホ、ヘ	9-16	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
297	16	12-4ト、チ	9-17	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法についての調査に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
298	17	12の3-1イ	10-2	他の法令による給付との調整（健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（健康保険法）	50	医療保険法等その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
299	17	12の3-1イ	10-3	他の法令による給付との調整（船員保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（船員保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
300	17	12の3-1イ	10-4	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国民健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
301	17	12の3-1ロ	10-5	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
302	17	12の3-1イ	10-6	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国家公務員共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
303	17	12の3-1イ	10-7	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（地方公務員等共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
304	17	12の3-1ハ	10-8	他の法令による給付との調整（介護保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（介護保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
305	18	13-3イ	10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
306	18	13-1ロ	10-11	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
307	19	13の2-1イ	10-12	他の法令による給付との調整（自治体への照会（特別児童扶養手当））	予防接種法第16条に基づく障害児童年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
308	19	13の2-2ロ	10-13	他の法令による給付との調整（自治体への照会（障害児福祉手当等））	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（障害児福祉手当等））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	障害児福祉手当証書等	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
309	18	13-3ハ	10-15	実費の徴収【本人同意要】	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
310	18	13-3ニ	10-16	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
311	16の2	12の2-2	10-17	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法第9条の3に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
312	17	12の3-1イ	10-18	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（私立学校教職員共済法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
313	18	13-3イ	10-19	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
314	18	13-3ロ	10-20	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
315	16の2	12の2-1	10-21	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法第9条の3に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
316	16の3	12の2の2- -	10-22	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法第9条の3に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
317	17	12の3-1ニ	10-23	医療費の支給	予防接種法第16条に基づく医療費の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
318	17	12の3-2	10-24	医療手当の支給	予防接種法第16条に基づく医療手当の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
319	18	13-1ハ	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
320	18	13-2	10-26	葬祭料の支給	予防接種法第16条に基づく葬祭料の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
321	20	14-1ハ 14-2ハ	12-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
322	20	14-3ニ	12-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
323	20	14-1イ 14-2イ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市市長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
324	20	14-1ニ 14-2ニ	12-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
325	20	14-3イ	12-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
326	20	14-3ロ	12-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
327	20	14-3ハ	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
328	22	15-1	14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
329	22	15-1	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国民健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
330	22	15-1	14-8	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（船員保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
331	22	15-1	14-10	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国家公務員共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
332	22	15- 1	14-11	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（地方公務員等共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
333	22	15- 2	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
334	22	15- 3	14-13	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
335	23	16- 2	14-15	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
336	24	17- 1	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
337	24	17- 2	14-17	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
338	22	15- 1	14-45	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（私立学校教職員共済法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
339	23	16- 1	14-56	入院措置又は費用の徴収	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
340	26	19- 1ハ	15-3	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
341	26	19- 1ニ、ホ、ヘ	15-5	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、教育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
342	26	19- 1ト	15-6	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
343	26	19- 1ヌ	15-7	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
344	26	19- 1ル	15-8	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
345	26	19- 1ヲ	15-9	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
346	26	19- 1ワ	15-10	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
347	26	19- 1カ	15-11	生活保護の実施【本人同意要】	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
348	26	19- 1ヨ	15-12	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
349	26	19- 1タ	15-13	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当（特別給付）認定通知書、児童手当（特別給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
350	26	19- 1レ	15-14	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
351	26	19-1チ	15-15	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
352	26	19-1ナ	15-20	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
353	26	19-1ラ	15-21	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
354	26	19-1ム	15-22	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
355	26	19-1キ	15-23	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
356	26	19-1ノ	15-24	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
357	26	19-2ハ	15-28	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
358	26	19-2ニ、ホ、ヘ	15-30	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
359	26	19-2ト	15-31	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
360	26	19-2ヌ	15-32	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
361	26	19-2ル	15-33	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
362	26	19-2ラ	15-34	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
363	26	19-2ワ	15-35	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
364	26	19-2カ	15-36	生活保護の申請に係る事実についての審査 【本人同意要】	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
365	26	19-2コ	15-37	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
366	26	19-2ク	15-38	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
367	26	19-2レ	15-39	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
368	26	19-2チ	15-40	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
369	26	19-2ナ	15-45	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
370	26	19-2ラ	15-46	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
371	26	19-2ム	15-47	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
372	26	19-2キ	15-48	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
373	26	19-2ノ	15-49	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
374	26	19-3ハ	15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
375	26	19-3ニ、ホ、ヘ	15-54	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
376	26	19-3ト	15-55	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
377	26	19-3ヌ	15-56	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
378	26	19-3ル	15-57	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
379	26	19-3ヲ	15-58	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
380	26	19-3ワ	15-59	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
381	26	19-3カ	15-60	職権による生活保護の開始若しくは変更【本人同意要】	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
382	26	19-3コ	15-61	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
383	26	19-3タ	15-62	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
384	26	19-3レ	15-63	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
385	26	19-3チ	15-64	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
386	26	19-3ナ	15-69	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
387	26	19-3ラ	15-70	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学奨励（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
388	26	19-3ム	15-71	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
389	26	19-3キ	15-72	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
390	26	19-3ノ	15-73	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
391	26	19-4ハ	15-76	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
392	26	19-4ニ、ホ、ヘ	15-78	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
393	26	19-4ト	15-79	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
394	26	19-4ヌ	15-80	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
395	26	19-4ル	15-81	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
396	26	19-4ヲ	15-82	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
397	26	19-4ワ	15-83	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
398	26	19-4カ	15-84	生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
399	26	19-4ヨ	15-85	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
400	26	19-4タ	15-86	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
401	26	19-4レ	15-87	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
402	26	19-4チ	15-88	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
403	26	19-4ナ	15-93	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
404	26	19-4ラ	15-94	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての奨励に関する情報	就学奨励（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
405	26	19-4ム	15-95	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
406	26	19-4キ	15-96	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
407	26	19-4ノ	15-97	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
408	26	19-6ハ	15-102	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
409	26	19-6ニ、ホ、ヘ	15-104	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
410	26	19-6ト	15-105	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
411	26	19-6ヌ	15-106	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
412	26	19-6ル	15-107	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
413	26	19-6ヲ	15-108	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
414	26	19-6ワ	15-109	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
415	26	19-6カ	15-110	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
416	26	19-6ヨ	15-111	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
417	26	19-6タ	15-112	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
418	26	19-6レ	15-113	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
419	26	19-6チ	15-114	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
420	26	19-6ナ	15-119	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
421	26	19-6ラ	15-120	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
422	26	19-6ム	15-121	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
423	26	19-6キ	15-122	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
424	26	19-6コ	15-123	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
425	26	19-1リ	15-124	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
426	26	19-2リ	15-125	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
427	26	19-3リ	15-126	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
428	26	19-4リ	15-127	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
429	26	19-6リ	15-128	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
430	26	19-1チ	15-129	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
431	26	19-2チ	15-130	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
432	26	19-3チ	15-131	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
433	26	19-4チ	15-132	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
434	26	19-6チ	15-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
435	26	19-5ハ	15-155	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
436	26	19-5ニ、ホ、ヘ	15-156	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
437	26	19-5ト	15-157	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
438	26	19-5ヌ	15-158	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
439	26	19-5ル	15-159	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
440	26	19-5ヲ	15-160	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
441	26	19-5ワ	15-161	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
442	26	19-5カ	15-162	保護に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
443	26	19-5ヨ	15-163	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
444	26	19-5タ	15-164	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
445	26	19-5レ	15-165	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
446	26	19-5チ	15-166	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
447	26	19-5ナ	15-176	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
448	26	19-5ラ	15-177	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
449	26	19-5ム	15-178	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
450	26	19-5キ	15-179	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
451	26	19-5ノ	15-180	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
452	26	19-5フ	15-186	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
453	26	19-5リ	15-187	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
454	26	19-1イ	15-188	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
455	26	19-2イ	15-189	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
456	26	19-3イ	15-190	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
457	26	19-4イ	15-191	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
458	26	19-5イ	15-192	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
459	26	19-6イ	15-193	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
460	26	19-1ロ	15-200	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
461	26	19-2口	15-201	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
462	26	19-3口	15-202	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
463	26	19-4口	15-203	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
464	26	19-6口	15-204	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
465	26	19-5口	15-205	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
466	26	19-1才	15-206	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課	
467	26	19-2才	15-207	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課	
468	26	19-3才	15-208	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課	
469	26	19-1ウ	15-212	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
470	26	19-2ウ	15-213	生活保護の申請にかかる事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
471	26	19-3ウ	15-214	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
472	26	19-4ウ	15-215	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
473	26	19-5ウ	15-216	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
474	26	19-6ウ	15-217	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
475	27	20-3イ、ロ	16-3	個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用	障害者に該当する者が適用される障害者控除の適用についての資格審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局市町村税課	
476	27	20-14（20-3イ、ロ）	16-4	軽自動車税（種別割）の障害者減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
477	27	20-9	16-5	個人住民税の減免	納税義務者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人住民税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
478	27	20-11	16-6	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局固定資産税課	
479	27	20-14	16-7	軽自動車税（種別割）の減免	生活保護法の規定による扶助を受けている方が所有する軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
480	27	20-17	16-8	市町村法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
481	27	20-21口	16-9	水利地益税等の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
482	27	20-22	16-10	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
483	27	20-2	16-11	市町村住民税の課税（家屋敷課税）	市町村内に事務所や家屋敷を有する者で当該市町村内に住所を有しない者に対しての均等割額の課税に係る調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
484	27	20-5イ	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
485	27	20-19イ	16-13	国民健康保険税の賦課	納税義務者に対する課税額の算定の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
486	27	20-19ロ	16-14	国民健康保険税の賦課	納税義務者（国民健康保険の被保険者である世帯主）であることの確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
487	28	21-2イ、ロ	16-17	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が身体障害者等である場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課	
488	28	21-9（21-5イ、ロ）	16-18	自動車税（種別割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
489	28	21-5イ、ロ	16-19	自動車取得税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車取得税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
490	28	21-2ハ	16-20	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課	
491	28	21-10	16-21	都道府県法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
492	28	21-13	16-22	狩猟税の減免	狩猟税の減免の一つに貧困により生活のため公私の扶助を受けていることがあり、狩猟税申告書の添付書類として、自身が生活保護受給者であることを証する証明書を添付してもらうことで、狩猟税が減免となる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課	
493	28	21-14	16-23	水利地益税の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
494	28	21-15	16-24	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
495	28	21-11	16-25	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事（東京都）	都道府県知事等	総務省自治税務局固定資産税課	
496	28	21-12	16-26	狩猟税の課税	狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟税申告者が道府県民税の所得割額の納付を要しないといふものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する書類を住所地の市町村から証明を受けて県事務所に提出する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類	都道府県知事	市町村長	総務省自治税務局都道府県税課	
497	27	20-21イ	16-28	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免の対象となる者であることの確認のための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長	医療保険者又は後高齢者医療広域連合	総務省自治税務局市町村税課	
498	28	20-13（20-3イ、ロ）	16-29	軽自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車に係る軽自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
499	28	21-8（21-5イ、ロ）	16-30	自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
500	27	20-19ハ	16-31	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）	特別対象被保険者であることの確認のための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治税務局市町村税課	
501	27	20-4	16-32	個人住民税の寡婦控除又はひとり親控除の適用	寡婦又はひとり親に該当する者が適用される寡婦控除又はひとり親控除についての資格審査に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
502	27	20-1	16-33	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課	
503	27	20-6	16-34	配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付	配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課	
504	27	20-7	16-35	給与所得に係る特別徴収税額の還付	給与所得に係る特別徴収税額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課	
505	27	20-8	16-36	年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付	年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
506	27	20-10	16-37	固定資産税の還付	固定資産税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 固定資産税課	
507	27	20-12	16-38	軽自動車税（環境性能割）の還付	軽自動車税（環境性能割）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 都道府県税課自動車 車税制企画室	
508	27	20-15	16-39	市町村たばこ税の還付	市町村たばこ税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 市町村税課	
509	27	20-16	16-40	特別土地保有税の還付	特別土地保有税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 固定資産税課	
510	27	20-18	16-41	宅地開発税の還付	宅地開発税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 固定資産税課	
511	27	20-20	16-42	国民健康保険税の還付	国民健康保険税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 市町村税課	
512	27	20-23	16-43	固定資産税又は都市計画税の還付	固定資産税又は都市計画税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局 固定資産税課	
513	28	21-1	16-44	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局 市町村税課	
514	28	21-3	16-45	不動産取得税の還付	不動産取得税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局 固定資産税課	
515	28	21-4	16-46	道府県たばこ税の還付	道府県たばこ税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局 市町村税課	
516	28	21-6	16-47	軽油引取税の還付	軽油引取税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局 都道府県税課	
517	28	21-7	16-48	自動車税（環境性能割）の還付	自動車税（環境性能割）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局 都道府県税課自動車 車税制企画室	
518	31	22-1ロ、ハ	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
519	31	22-1ニ	19-4	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
520	31	22-1ホ	19-5	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
521	31	22-1ロ、ハ	19-8	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
522	31	22-1ニ	19-10	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
523	31	22-1ホ	19-11	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
524	31	22-4（22-1ロ、ハ）	19-14	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
525	31	22-4	19-15	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
526	31	22-4（22-1ニ）	19-16	公営住宅への入居者の決定【本人同意要】	公営住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
527	31	22-4（22-1ホ）	19-17	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
528	31	22-1ロ、ハ	19-20	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
529	31	22-1ホ	19-23	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
530	31	22-2 (22-1 ロ、ハ)	19-26	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
531	31	22-2	19-27	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
532	31	22-2 (22-1 二)	19-28	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
533	31	22-2 (22-1 ホ)	19-29	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
534	31	22-2 (22-1 ロ、ハ)	19-32	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
535	31	22-2	19-33	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
536	31	22-2 (22-1 二)	19-34	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
537	31	22-2 (22-1 ホ)	19-35	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
538	31	22-3 (22-1 ロ、ハ)	19-38	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
539	31	22-3	19-39	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
540	31	22-3 (22-1 二)	19-40	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
541	31	22-3 (22-1 ホ)	19-41	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
542	31	22-5 (22-1 ロ、ハ)	19-44	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
543	31	22-5	19-45	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
544	31	22-5 (22-1 二)	19-46	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
545	31	22-5 (22-1 ホ)	19-47	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
546	31	22-6 (22-1 ロ、ハ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
547	31	22-6	19-51	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
548	31	22-6 (22-1 二)	19-52	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
549	31	22-6 (22-1 ホ)	19-53	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二條第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
550	31	22-7 (22-1 ロ、ハ) 22-10 (22-1ロ、ハ)	19-55	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
551	31	22-10	19-56	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
552	31	22-7 (22-1 ニ)	19-57	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
553	31	22-7 (22-1 ホ) 22-10 (22-1ホ)	19-58	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
554	31	22-9 (22-1 ロ、ハ)	19-60	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
555	31	22-9 (22-1 ニ)	19-62	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
556	31	22-9 (22-1 ホ)	19-63	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
557	31	22-1ロ、ハ22- 2 (22-1ロ、 ハ) 22-3 (22- 1ロ、ハ) 22-7 (22-1ロ、ハ) 22-9 (22-1 ロ、ハ)	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
558	31	22-1ホ22-2 (22-1ホ) 22- 3 (22-1ホ) 22-7 (22-1 ホ) 22-9 (22- 1ホ)	19-67	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
559	31	22-2 (22-1 ロ、ハ) 22-3 (22-1ロ、 ハ)	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
560	31	22-2 22-3	19-70	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
561	31	22-2 (22-1 ホ) 22-3 (22- 1ホ)	19-72	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病氣にかかっていることその他の特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
562	31	22-8 (22-1 ロ、ハ)	19-74	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病氣にかかっていることその他の特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
563	31	22-8	19-75	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病氣にかかっていることその他の特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
564	31	22-8 (22-1 ホ)	19-77	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病氣にかかっていることその他の特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
565	31	22-11 (22-1 ロ、ハ)	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
566	31	22-11	19-80	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
567	31	22-11 (22-11ホ)	19-82	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
568	34	22の3-18ハ	22-31	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
569	34	22の3-2ロ	22-64	支払未済及び未支給の給付の請求	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
570	34	22の3-18ロ	22-498	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
571	34	22の3-20	22-510	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
572	34	22の3-21	22-511	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
573	34	22の3-22	22-512	特定疾病対象療養の認定の申出の受理	加入者又は被扶養者が特定疾病対象療養の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
574	34	22の3-23	22-515	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
575	34	22の3-3	22-516	高額療養費の支給決定	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った、療養費、家族療養費、高額療養費の給付を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
576	33	22の2-3イ	22-517	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
577	34	22の3-4	22-519	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
578	33	22の2-5	22-522	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定	加入者であった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続及び被扶養者が死亡した際に、加入者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
579	33	22の2-8イ	22-549	被扶養者に係る後期高齢者医療制度の被保険者資格の得喪の確認	後期高齢者医療制度の資格を喪失した被扶養者として私学共済に加入するため又は後期高齢者医療制度の被保険者となるため被扶養者の資格を喪失する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証（写）又は被保険者資格証明書	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
580	33	22の2-2	22-552	外來年間合算の支給に関する事務	高額療養費（外來年間合算）を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
581	34	22の3-18ホ	22-553	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
582	33	22の2-8ロ	22-554	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
583	33	22の2-8ハ	22-555	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行のため、従来の添付書類が存在しない）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
584	33	22の2-3ロ	22-561	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
585	33	22の2-4	22-562	喪失後の出産費の支給決定	加入者であった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
586	33	22の2-4	22-563	家族出産費の支給決定	加入者に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
587	34	22の3-19	22-606	一部負担金の割合の選減の申請	加入者及び被扶養者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、情報照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
588	37	23-2ロ	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
589	37	23-2ハ	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
590	37	23-2ク	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
591	37	23-2カ	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
592	37	23-2キ	26-5	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
593	37	23-2ク	26-6	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
594	37	23-1	26-7	特別支援学校の就学に係る経費の支給（特別支援教育就学奨励費の支給）	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、ただし、各自治体の判断で添付書類を取得している可能性はある。）	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	内閣総理大臣	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
595	38	24-3	27-1	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学奨励（医療費）の対象となる者を特定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
596	38	24-1	27-2	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学奨励（医療費）の対象となる者を特定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
597	38	24-2	27-3	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定【本人同意要】	就学奨励（医療費）の対象となる者を特定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
598	39	24の2-13イ	28-5	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
599	39	24の2-13ハ	28-6	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
600	39	24の2-13ニ	28-7	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
601	39	24の2-14イ	28-15	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
602	39	24の2-14ハ	28-16	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
603	39	24の2-14ニ	28-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
604	39	24の2-1ロ	28-39	支払未済の給付に係る受給者の確認	国家公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
605	39	24の2-15	28-43	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
606	39	24の2-16	28-46	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時食事療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
607	39	24の2-17	28-48	入院時生活療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時生活療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
608	39	24の2-3	28-65	他の法令による療養との調整（介護保険）	国家公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
609	39	24の2-4ロ	28-68	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
610	39	24の2-18	28-70	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
611	39	24の2-19	28-76	限度額適用・標準負担額減額認定の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
612	39	24の2-5イ	28-78	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
613	39	24の2-5ロ	28-79	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
614	39	24の2-5ハ	28-81	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
615	39	24の2-6イ	28-84	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員であった者に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
616	39	24の2-6イ	28-86	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
617	39	24の2-7イ	28-88	埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員であった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
618	39	24の2-7イ	28-90	家族埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、被扶養者が死亡した際に、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
619	39	24の2-8	28-92	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	国家公務員共済組合の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
620	39	24の2-9イ	28-94	傷病手当金の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
621	39	24の2-6ハ	28-124	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員であった者に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
622	39	24の2-6ハ	28-125	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
623	39	24の2-13ホ	28-129	被扶養者の認定（日本年金機構）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
624	39	24の2-13ホ	28-130	被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
625	39	24の2-13ホ	28-131	被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
626	39	24の2-13ホ	28-132	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
627	39	24の2-14ホ	28-133	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本年金機構）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
628	39	24の2-14ホ	28-134	組合員被扶養者証の検認又は更新（国家公務員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
629	39	24の2-14ホ	28-135	組合員被扶養者証の検認又は更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
630	39	24の2-14ホ	28-136	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
631	39	24の2-9ロ	28-137	傷病手当金の支給決定（日本年金機構）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
632	39	24の2-9ロ	28-138	傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
633	39	24の2-9ロ	28-139	傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
634	39	24の2-9ロ	28-140	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
635	39	24の2-13ヘ	28-141	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課	
636	39	24の2-14ヘ	28-142	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課	
637	39	24の2-13ト	28-143	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
638	39	24の2-14ト	28-144	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
639	39	24の2-13チ	28-145	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
640	39	24の2-14チ	28-146	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
641	39	24の2-4イ	28-147	高額療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
642	39	24の2-1ハ	28-148	支払未済の支給	国家公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	
643	39	24の2-2	28-149	国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付の支給	国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	
644	39	24の2-12ロ	28-150	任意継続組合員の任意継続掛金の還付	任意継続組合員の任意継続掛金の還付の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	
645	39	24の2-20	28-151	船員組合員一部負担金返戻金の支給	船員組合員一部負担金返戻金の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	
646	42	25-1	30-16	高齢受給者証の交付	高齢受給者証を発行するにあたり、一部負担金の割合を判定するために必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
647	42	25-1	30-38	基準収入額適用申請の確認	一部負担金の割合を軽減を被保険者が国保保険者から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
648	42	25-13	30-42	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額認定の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
649	42	25-13	30-47	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
650	42	25-13	30-50	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
651	42	25-14	30-52	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額認定の申請の確認	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
652	42	25-14	30-54	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を軽減を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
653	42	25-14	30-56	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
654	42	25-13 25-14	30-58	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付の申請の確認	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
655	42	25-17	30-72	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定（限度額適用認定証の申請の確認）	限度額適用認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
656	42	25-18	30-80	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ハ、イ及びロ、第四号ハ、ニ、ホ又はヘ、第五号口の保険者の認定（限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の確認）	限度額適用認定証・標準負担額適用認定証を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
657	42	25-15	30-88	国民健康保険法による特定疾病対象療養の申請の確認	特定疾病対象療養を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
658	42	25-16	30-94	国民健康保険法による特定疾病の保険者の認定申請の確認	特定疾病の保険者の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
659	42	25- 2ロ	30-101	国民健康保険法による高額療養費の支給に関する事務	高額療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
660	42	25- 3ロ	30-105	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
661	43	25の2- 1	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整（健康保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
662	43	25の2- 2	30-116	他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
663	43	25の2- 5	30-118	他の法令による医療に関する給付との調整（地方公務員共済組合法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
664	43	25の2- 6	30-119	他の法令による医療に関する給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
665	43	25の2- 7	30-120	他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法）	医療保険給付に優先する介護保険給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
666	42	25- 7イ	30-129	国民健康保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現保険者が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
667	42	25- 8	30-130	国民健康保険法第七十六条の保険料の還付	保険料の還付を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
668	42	25- 6	30-138	国民健康保険組合に対する国庫補助等の算定	国民健康保険組合に対する国庫補助金を算定するために当たって必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
669	43	25の2- 4	30-139	他の法令による医療に関する給付との調整（国家公務員共済組合法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
670	43	25の2- 3	30-140	他の法令による医療に関する給付との調整（私立学校教職員共済法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
671	42	25- 11	30-143	被保険者の世帯変更の確認	国民健康保険における世帯の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
672	42	25- 12	30-144	世帯主の変更の届出の確認	国民健康保険における世帯主の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
673	42	25- 10ニ	30-145	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	国民健康保険組合の組合員と同一世帯になったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
674	42	25- 10イ	30-146	市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	転入者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
675	42	25- 10イ	30-147	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	退職等により被用者保険の資格を喪失した者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
676	42	25- 10イ	30-148	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	被用者保険等の他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
677	42	25- 10イ	30-149	国民健康保険法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	就職等により被用者保険に加入した者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
678	42	25-10イ	30-150	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	被用者保険等の資格を取得したことにより、国民健康保険組合の被保険者ではなくなった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
679	42	25-3イ	30-153	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
680	42	25-7ロ	30-154	国民健康保険料の減免	前住所の国民健康保険で旧被扶養の保険料減免を受けていた者が、新たに加入した国民健康保険において、引き続き当該減免を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
681	42	25-10ロ	30-155	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
682	42	25-10ハ	30-156	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付金の支給を受けなくなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
683	42	25-10ロ	30-157	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは国民健康保険組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
684	42	25-10ハ	30-158	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付金の支給を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
685	42	25-10ロ	30-159	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
686	42	25-10ハ	30-160	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付金の支給を受けなくなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
687	42	25-10ロ	30-161	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
688	42	25-10ハ	30-162	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付金の支給を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
689	42	25-2イ	30-163	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給額を被保険者が算定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
690	44	26-	30-164	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出）	非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
691	42	25-3ハ	30-165	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
692	42	25-4 25-5	30-166	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭費若しくは葬祭の給付に必要な情報を現被保険者が前医療保険者に確認するための手続	他の国民健康保険から受給していないか確認するための手続 出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に必要な情報を現被保険者が前医療保険者に確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
693	42	25-9	30-167	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
694	42	25-9	30-168	高額介護合算療養費の支給	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
695	42	25-9	30-169	出産育児一時金又は葬祭費の支給	出産育児一時金又は葬祭費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
696	42	25-9	30-170	入院時食事療養費の支給	入院時食事療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
697	42	25-9	30-173	入院時生活療養費の支給	入院時生活療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
698	42	25-9	30-174	保険外併用療養費の支給	保険外併用療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
699	42	25-9	30-175	療養費の支給	療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報 名	左記情報を確認するために従来必要だ った添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
700	42	25-9	30-176	訪問看護療養費の支給	訪問看護療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
701	42	25-9	30-177	特別療養費の支給	特別療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
702	42	25-9	30-178	移送費の支給	移送費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
703	42	25-9	30-179	傷病手当金の支給その他の保険給付	傷病手当金その他の保険給付の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
704	53	27-1イ 27-2イ	34-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害 保健福祉部障害福祉課	
705	53	27-3ニ	34-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害 保健福祉部障害福祉課	
706	53	27-1ロ 27-2ロ	34-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害 保健福祉部障害福祉課	
707	53	27-3イ	34-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害 保健福祉部障害福祉課	
708	53	27-3ロ	34-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害 保健福祉部障害福祉課	
709	53	27-3ハ	34-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害 保健福祉部障害福祉課	
710	54	28-3(28-1ロ、ハ)	35-2	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
711	54	28-3(28-1ニ)	35-3	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
712	54	28-3(28-1ホ)	35-4	改良住宅の入居者の決定【本人同意要】	改良住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
713	54	28-3(28-1ヘ)	35-5	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
714	54	28-6(28-1ロ、ハ)	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
715	54	28-6(28-1ホ)	35-10	改良住宅の家賃の決定【本人同意要】	改良住宅の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
716	54	28-6(28-1ヘ)	35-11	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
717	54	28-8(28-1ロ、ハ)	35-13	割増賃金を徴収する事務	改良住宅の割増賃金を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
718	54	28-8(28-1ニ)	35-14	割増賃金を徴収する事務	改良住宅の割増賃金を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
719	54	28-8(28-1ホ)	35-15	割増賃金を徴収する事務	改良住宅の割増賃金を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
720	54	28-8(28-1ヘ)	35-16	割増賃金を徴収する事務	改良住宅の割増賃金を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
721	54	28-7(28-1ロ、ハ)	35-19	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
722	54	28-7(28-1ニ)	35-20	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
723	54	28-7(28-1 ホ)	35-21	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
724	54	28-7(28-1 ヘ)	35-22	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
725	54	28-1ロ、ハ	35-25	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
726	54	28-1ニ	35-26	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
727	54	28-1ホ	35-27	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
728	54	28-1ヘ	35-28	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
729	54	28-7(28-1 ロ、ハ)	35-31	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
730	54	28-7(28-1 ニ)	35-32	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
731	54	28-7(28-1 ホ)	35-33	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
732	54	28-7(28-1 ヘ)	35-34	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
733	54	28-2(28-1 ロ、ハ)	35-37	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
734	54	28-2(28-1 ニ)	35-38	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
735	54	28-2(28-1 ホ)	35-39	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
736	54	28-2(28-1 ヘ)	35-40	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
737	54	28-9(28-1 ロ、ハ)	35-43	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
738	54	28-9(28-1 ニ)	35-44	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
739	54	28-9(28-1 ホ)	35-45	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
740	54	28-9(28-1 ヘ)	35-46	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
741	54	28-4(28-1 ロ、ハ)	35-48	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
742	54	28-4(28-1 ニ)	35-49	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
743	54	28-4(28-1 ホ)	35-51	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
744	54	28-10(28-1 ロ、ハ)	35-52	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
745	54	28-10(28-1ホ)	35-54	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
746	54	28-10(28-1ヘ)	35-55	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
747	54	28-1ロ、ハ、ニ、ノ(28-1ロ、ハ)	35-56	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
748	54	28-1ニ(28-2(28-1ニ))	35-57	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
749	54	28-1ヘ(28-2(28-1ヘ))	35-59	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
750	54	28-5(28-1ロ、ハ)	35-61	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
751	54	28-5(28-1ニ)	35-62	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
752	54	28-5(28-1ヘ)	35-64	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
753	55	29-1	36-2	障害者の職業紹介業務求職登録業務・求職登録票の確認（身体）	障害者として求職登録の際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
754	55	29-2	36-3	障害者の職業紹介業務求職登録業務・求職登録票の確認（精神）	障害者として求職登録の際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
755	56の2	30-3-イ 30-3-ロ 30-3-ハ	36の2-2	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七号第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童福祉施設設置市長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
756	56の2	30-3-ニ 30-3-ホ	36の2-3	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
757	56の2	30-3-ヘ	36の2-5	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
758	56の2	30-3-ト	36の2-6	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
759	56の2	30-3-チ	36の2-7	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
760	56の2	30-3-ヌ	36の2-9	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
761	56の2	30-3-ル	36の2-10	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
762	56の2	30-3-ヲ	36の2-11	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
763	56の2	30-3-リ	36の2-12	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
764	56の2	30-1-リ	36の2-13	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
765	56の2	30-1-ヲ	36の2-14	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
766	56の2	30-1-ト	36の2-15	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
767	56の2	30-1-ニ 30-1-ホ	36の2-16	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
768	56の2	30-1-ヌ	36の2-17	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
769	56の2	30-1-ル	36の2-18	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
770	56の2	30-1-イ 30-1-ハ 30-1-ハ	36の2-19	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
771	56の2	30-1-チ	36の2-20	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
772	56の2	30-1-ヘ	36の2-21	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
773	56の2	30-2-リ	36の2-22	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
774	56の2	30-2-ヲ	36の2-23	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
775	56の2	30-2-ト	36の2-24	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
776	56の2	30-2-ニ 30-2-ホ	36の2-25	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
777	56の2	30-2-ヌ	36の2-26	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
778	56の2	30-2-ル	36の2-27	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
779	56の2	30-2-イ 30-2-ロ 30-2-ハ	36の2-28	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
780	56の2	30-2-チ	36の2-29	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
781	56の2	30-2-ヘ	36の2-30	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官(避難生活担当)	
782	57	31- -1イ、ロ	37-2	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の第二項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
783	57	31-1ハ	37-3	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
784	57	31-1ホ	37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
785	57	31-1ヘ	37-5	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
786	57	31-1ト	37-6	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
787	57	31-1ワ	37-9	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
788	57	31-1カ	37-14	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
789	57	31-1ヨ	37-15	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
790	57	31-2イ、ロ	37-18	児童扶養手当の額改定請求の審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
791	57	31-2ハ	37-19	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
792	57	31-2ホ	37-20	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
793	57	31-2ヘ	37-21	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
794	57	31-2ワ	37-24	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
795	57	31-2ワ	37-29	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
796	57	31-5イ、ロ 31-6イ、ロ	37-36	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
797	57	31-4イ、ロ	37-37	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
798	57	31-331-3の231-5 31-6ホ	37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項、第2項に定める支給停止関係届、第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
799	57	31-5ホ31-6ヘ	37-39	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
800	57	31-5ヘ31-6ト	37-40	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
801	57	31-3の3 31-5ワ31-6ワ	37-43	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給届、第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
802	57	31-5ワ 31-6カ 31-7ロ	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
803	57	31-5ハ 31-6ハ 31-7イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報 情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
804	57	31- 6ヨ	37-52	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査に係る手続	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
805	57	31- 2の2	37-53	未支払の児童扶養手当の請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第16条に定める未支払の児童扶養手当の請求に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
806	57の2	31の2- 6	38-6	更正の請求、更正及び決定に係る国税の還付並びに国税の還付	国税の還付に係る手続 (所得税及び復興特別所得税又は消費税の更正の請求に限る)	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	国税庁	内閣総理大臣	国税庁課税部個人課税課/資産課税課/酒税課/消費税室	
807	57の2	31の2- 7	38-7	所得税及び復興特別所得税の還付、純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付、源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整超過額の還付	国税の還付に係る手続 (所得税及び復興特別所得税の還付に限る)	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	国税庁	内閣総理大臣	国税庁課税部個人課税課/法人課税課	
808	57の2	31の2- 15	38-15	消費税の還付	国税の還付に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	国税庁	内閣総理大臣	国税庁課税部消費税室	
809	58	31の2の2- 13イ	39-6	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
810	58	31の2の2- 13ロ	39-7	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
811	58	31の2の2- 13ハ	39-8	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
812	58	31の2の2- 14イ	39-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
813	58	31の2の2- 14ロ	39-18	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
814	58	31の2の2- 14イ	39-19	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
815	58	31の2の2- 1イ	39-42	支払未済の給付に係る受給者の確認	地方公務員共済組合の組合員であつた者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
816	58	31の2の2- 15	39-46	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
817	58	31の2の2- 16	39-49	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時食事療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
818	58	31の2の2- 17	39-51	入院時生活療養費の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時生活療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
819	58	31の2の2- 4	39-68	他の法令による療養との調整（介護保険）	地方公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
820	58	31の2の2- 5ロ	39-71	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
821	58	31の2の2- 18	39-73	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
822	58	31の2の2- 19	39-79	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
823	58	31の2の2- 6イ	39-81	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
824	58	31の2の2- 6ロ	39-82	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	
825	58	31の2の2- 6ハ	39-84	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
826	58	31の2の2-7イ	39-87	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員であった者に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
827	58	31の2の2-7イ	39-89	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
828	58	31の2の2-8	39-91	埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員であった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
829	58	31の2の2-8	39-93	家族埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の被扶養者が死亡した際に、共済組合員に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
830	58	31の2の2-9	39-95	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	地方公務員共済組合の被扶養者が、日雇特別被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
831	58	31の2の2-10イ	39-97	傷病手当金の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
832	58	31の2の2-7ロ	39-298	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員であった者に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
833	58	31の2の2-7ロ	39-299	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
834	58	31の2の2-3	39-300	他の法令による療養との調整（休業補償の支給）	地方公務員共済組合による給付を受けた地方公務員共済組合の組合員が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	休業補償決定通知書	地方公務員共済組合	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
835	58	31の2の2-13ニ	39-308	被扶養者の認定（日本年金機構）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
836	58	31の2の2-13ニ	39-309	被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
837	58	31の2の2-13ニ	39-310	被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
838	58	31の2の2-13ニ	39-311	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
839	58	31の2の2-14ニ	39-312	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本年金機構）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
840	58	31の2の2-14ニ	39-313	組合員被扶養者証の検認又は更新（国家公務員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
841	58	31の2の2-14ニ	39-314	組合員被扶養者証の検認又は更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
842	58	31の2の2-14ニ	39-315	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
843	58	31の2の2-10ロ	39-316	傷病手当金の支給決定（日本年金機構）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
844	58	31の2の2-10ロ	39-317	傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
845	58	31の2の2-10ロ	39-318	傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
846	58	31の2の2-10ロ	39-319	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
847	58	31の2の2-13ホ	39-320	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
848	58	31の2の2-14ホ	39-321	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
849	58	31の2の2-13ヘ	39-322	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
850	58	31の2の2-14ヘ	39-323	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
851	58	31の2の2-13ト	39-324	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
852	58	31の2の2-14ト	39-325	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
853	58	31の2の2-5イ	39-326	高額療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
854	58	31の2の2-1ロ	39-331	支払未済の支給	短期給付の支払未済を死亡者の遺族に支給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局 公務員部福利課	
855	58	31の2の2-2	39-332	地方公務員共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給	地方公務員共済組合の組合員等に対して短期給付を支給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局 公務員部福利課	
856	58	31の2の2-12	39-333	任意継続組合員の任意継続掛金の還付	地方公務員共済組合の任意継続組合員に係る任意継続掛金の還付を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局 公務員部福利課	
857	58	31の2の2-21	39-334	船員組合員一部負担金返戻金の支給	地方公務員共済組合の船員組合員に対して一部負担金等の返還を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局 公務員部福利課	
858	61	32-1イ 32-2イ	41-1	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
859	61	32-1ハ 32-2ハ	41-3	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
860	61	32-1ニ 32-2ニ	41-4	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
861	61	32- 3	41-5	措置に要する費用の支弁	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用の支払いに係る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
862	62	33- 3	41-8	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
863	62	33- 5	41-10	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
864	62	33- 6	41-11	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書等	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
865	61	32- 1ロ 32- 2ロ	41-18	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
866	62	33- 4	41-19	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
867	62	33- 2	41-20	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証等	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
868	62	33- 1	41-21	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
869	63	34- 2ロ	43-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る審査（本人同意要）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第2条第1号、第3条第4号の2に規定する資金の種別ごと）	償還未済額の償還免除を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が貸付を受けている都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
870	63	34- 3ロ 34- 4ロ	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る審査についての審査（支給決定）【本人同意要】（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第3条第6号に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
871	63	34- 1ロ	43-7	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子及び父子に対する資金の貸付申請に係る審査についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条及び第3条の5に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子及び父子が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
872	63	34- 3ハ	43-9	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る審査についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第3条第6号に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
873	63	34- 3ハ	43-10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による父母のない児童に対する資金の貸付申請に係る審査についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）附則第3条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、父母のない児童が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
874	63	34- 4ハ	43-11	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る審査についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第3条第6号に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
875	64	35- 1	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	
876	64	35- 2	44-4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁支援局 家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
877	64	35-3	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料金の決定）【本人同意要】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料金の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
878	65	36-1ハ	45-12	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
879	65	36-1ニ	45-15	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練） ※雇用保険の一般教育訓練を受講している者に限り、提出を省略できる。	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
880	65	36-2ホ	45-16	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
881	65	36-2ホ	45-17	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
882	65	36-2ニ	45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
883	65	36-2ニ	45-19	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
884	65	36-1ロ	45-20	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
885	65	36-2ロ	45-21	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
886	65	36-3	45-22	高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
887	65	36-2ロ	45-23	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
888	65	36-3	45-24	高等職業訓練修了支援給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
889	65	36-2ハ	45-25	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
890	65	36-2ハ	45-26	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
891	65	36-1ホ	45-27	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
892	65	36-2ヘ	45-28	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
893	65	36-2ヘ	45-29	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	こども家庭庁支援局家庭福祉課	
894	66	37-1イ	46-2	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
895	66	37-1ロ	46-3	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
896	66	37-3イ	46-17	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
897	66	37-4	46-20	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
898	66	37-1ヘ	46-40	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
899	66	37-3ロ	46-41	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
900	66	37-5	46-42	特別児童扶養手当の支払方法変更の届出	受給者のうち、手当の支払に変更があった者が認定機関（都道府県・指定都市）にその届出を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
901	66	37-2	46-43	特別児童扶養手当未支払手当の請求の届出	未支払の特別児童扶養手当の支給を受給者が監護又は養育した障害児が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
902	67	38-1イ	47-2	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
903	67	38-1ロ	47-3	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
904	67	38-3イ	47-14	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	障害児福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
905	67	38-1イ	47-22	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
906	67	38-1口	47-23	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
907	67	38-3イ	47-26	特別障害者手当所得状況届の内容確認	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
908	67	38-4イ	47-34	福祉手当所得状況届の内容確認	福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
909	67	38-1ハ	47-89	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
910	67	38-1ハ	47-90	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
911	67	38-3ロ	47-91	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	受給者の障害児福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
912	67	38-3ロ	47-92	特別障害者手当所得状況届の内容確認	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
913	67	38-4ロ	47-93	福祉手当所得状況届の内容確認	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
914	70	39-1	49-21	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局母子保健課	
915	70	39-2	49-22	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局母子保健課	
916	70	39-4	49-24	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
917	69の2	38の3-1	49-25	母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
918	69の2	38の3-2	49-26	母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務	母子保健法第11条の新生児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
919	69の2	38の3-3	49-27	母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務	母子保健法第12条第1項の健康診査を実施するための手続	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
920	69の2	38の3-4	49-28	母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
921	69の2	38の3-5	49-29	母子保健法第17条第1項の妊娠婦の訪問指導又は勧奨に関する事務	母子保健法第17条第1項の妊娠婦の訪問指導又は勧奨に関する事務	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
922	69の2	38の3-6	49-30	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
923	69の2	38の3-7	49-31	母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業を実施するための手続	86	母子保健法による妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
924	70	39-3	49-32	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局母子保健課	
925	71	39の2-1	51-1	訓練手当の支給認定（申請者に係る確認）【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室	
926	71	39の2-2	51-2	訓練手当の給付	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室	
927	71	39の2-1	51-3	訓練手当の支給認定（配偶者に係る確認）【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室	
928	72	39の3-1	54-20	補償の支給に関する口座情報の取得	補償の支給に係る費用の支払いを行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
929	72の2	39の4	54-21	福祉事業の実施に関する口座情報の取得	福祉事業の実施に係る費用の支払いを行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
930	74	40-1イ	56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する 程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要 な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月まで の月分の児童手当については、前々年の所得とす る。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和 四十六年政令第二百八十一号。以下「令」とい う。）第二条及び第三条の規定によつて計算した 所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすること ができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に 規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一 生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶 養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証 明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
931	74	40-1イ	56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要 な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月まで の月分の児童手当については、前々年の所得とす る。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和 四十六年政令第二百八十一号。以下「令」とい う。）第二条及び第三条の規定によつて計算した 所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすること ができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に 規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一 生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶 養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証 明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
932	74	40-6イ	56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する 程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するた めに必要な審査を市区町村から受けるための 手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月まで の月分の児童手当については、前々年の所得とす る。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和 四十六年政令第二百八十一号。以下「令」とい う。）第二条及び第三条の規定によつて計算した 所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすること ができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に 規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一 生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶 養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証 明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
933	74	40-6イ	56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するた めに必要な審査を市区町村から受けるための 手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月まで の月分の児童手当については、前々年の所得とす る。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和 四十六年政令第二百八十一号。以下「令」とい う。）第二条及び第三条の規定によつて計算した 所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすること ができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に 規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一 生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶 養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証 明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
934	74	40-1ロ	56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の 確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要 な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住 民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、そ の児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が 世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載された もの	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
935	74	40-6ロ	56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の 確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するた めに必要な審査を市区町村から受けるための 手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住 民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、そ の児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が 世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載された もの	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
936	74	40-3イ	56-27	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事 実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するの に必要な認定を市区町村から受けるのに必要 な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住 民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、そ の児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が 世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載された もの	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
937	74	40-6ロ	56-28	住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯 構成員の確認）	児童手当の受給資格者が住所等を変更した際 に必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住 民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、そ の児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が 世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載された もの	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	市町村長	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
938	74	40-1ハ	56-29	認定の請求に係る事実の審査（一般受給資格 者の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要 な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	99	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	内閣総理大臣	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
939	74	40-2	56-30	認定の請求に係る事実の審査（施設等受給資 格者又は中学校修了前の施設入所等児童（国 若しくは地方公共団体である施設等受給資格 者に委託され、又は当該国若しくは地方公共 団体である施設等受給資格者に係る障害児入 所施設等に入所している者に限る。）の支給 口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要 な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	99	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	内閣総理大臣	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
940	74	40-3ロ	56-31	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事 実の審査（一般受給資格者、施設等受給資格 者又は中学校修了前の施設入所等児童（国若 しくは地方公共団体である施設等受給資格者 に委託され、又は当該国若しくは地方公共団 体である施設等受給資格者に係る障害児入所 施設等に入所している者に限る。）の支給口 座の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するの に必要な認定を市区町村から受けるのに必要 な手続	99	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長 （児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。）	内閣総理大臣	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
941	74	40- 4	56-32	未支給の児童手当の請求に係る事案の審査 (中学校修了前の児童であった者の支給口座 の確認)	未支給の児童手当の支払を受けるのに必要な 手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。)	内閣総理大臣	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
942	74	40- 5	56-33	未支給の児童手当の請求に係る事案の審査 (中学校修了前の施設入所児童であった者の 支給口座の確認)	未支給の児童手当の支払を受けるのに必要な 手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項 の表の下欄に掲げる者を含 む。)	内閣総理大臣	こども家庭庁成育 局成育環境課児童 手当管理室	
943	77	41- 1	57-12	未支給失業等給付の請求の受理	未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安 定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
944	78	41の2- 1 41の2- 2 41の2- 3 41の2- 4 41の2- 5	57-28	傷病手当の認定（社会保険診療報酬支払基 金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から 受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべ き書類は雇用保険法施行規則において規定されてお り、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付 金の情報を照会することで適正な給付を確保するこ とができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七 条第八項に規定 する他の法令によ る給付の支給を行 うこととされている 者	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
945	77	41- 2	57-57	介護休業給付金の支給申請の受理	介護休業給付金を被保険者が公共職業安定所 から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
946	78	41の2- 6	57-76	傷病手当の認定（地方公務員災害補償基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から 受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべ き書類は雇用保険法施行規則において規定されてお り、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付 金の情報を照会することで適正な給付を確保するこ とができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七 条第八項に規定 する他の法令によ る給付の支給を行 うこととされている 者	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
947	78	41の2- 3	57-81	傷病手当の認定（市町村）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から 受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべ き書類は雇用保険法施行規則において規定されてお り、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付 金の情報を照会することで適正な給付を確保するこ とができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七 条第八項に規定 する他の法令によ る給付の支給を行 うこととされている 者	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
948	79	42- 1	57-91	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支 援コース）- 対象労働者であることの確認（身 体）	助成金を申請事業主が国から受けるための手 続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	
949	79	42- 1	57-100	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発 コース）- 対象労働者であることの確認（身 体）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から 受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	
950	79	42- 1	57-102	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障 害者を雇い入れた事業主が、労働局から受け 取るための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	
951	79	42- 2	57-106	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支 援コース）- 対象労働者であることの確認（精 神）	助成金を申請事業主が国から受けるための手 続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	
952	79	42- 2	57-110	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発 コース）- 対象労働者であることの確認（精 神）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から 受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	
953	79	42- 2	57-111	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障 害者を雇い入れた事業主が、労働局から受け 取るための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	
954	76	40の3- 2	57-140	雇用保険法による失業等給付の支給	失業等給付を受給資格者が公共職業安定所 から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
955	78の2	41の3- 1	57-141	雇用保険法による育児休業給付の支給	育児休業給付を被保険者が公共職業安定所 から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号 から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安 定局雇用保険課	
956	79	42- 1	57-142	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コ ース）- 対象労働者であることの確認（身 体）	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コ ース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家 族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省職業安 定局障害者雇用対 策課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
957	79	42-2	57-143	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）- 対象労働者であることの確認（精神）	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
958	79	42-1	57-146	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
959	79	42-2	57-147	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
960	80	43-1イ	59-51	基準収入額適用申請（確認）	一部負担金の割合が3割と判定された被保険者のうち、基準収入額適用申請の対象となることを確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
961	80	43-10 43-12	59-56	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
962	80	43-11 43-13	59-62	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の核認又は更新（交付）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から核認（更新）されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
963	80	43-8	59-65	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
964	80	43-8	59-67	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
965	80	43-9	59-78	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
966	80	43-2ロ	59-90	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
967	80	43-3ロ	59-96	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
968	80	43-3イ	59-132	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（医療））	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
969	80	43-5イ	59-133	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続（被用者保険の被扶養者であったことの確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
970	80	43-6	59-134	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
971	80	43-7	59-135	資格取得の届出【年齢到達】（確認）	年齢到達（75歳）により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
972	80	43-7	59-136	資格取得の届出【転入】（確認）	転入により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
973	80	43-7	59-137	資格喪失の届出（確認）	転出又はその他の事由により、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を喪失された方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
974	80	43-4	59-138	葬祭費の支給又は葬祭の給付	葬祭費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（併給調整）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
975	81	43の2-11口	59-143	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（介護保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付を行う者	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
976	81	43の2-11イ	59-144	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（船員保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付を行う者	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
977	80	43-1口	59-145	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四項に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
978	80	43-5ハ	59-146	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四項に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
979	80	43-2イ	59-147	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
980	80	43-3ハ	59-148	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（介護））	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
981	80	43-5ロ	59-149	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
982	81	43の2-1	59-150	入院時食事療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
983	81	43の2-1	59-151	入院時生活療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
984	81	43の2-1	59-152	保険外併用療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
985	81	43の2-1	59-153	療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
986	81	43の2-1	59-154	訪問看護療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
987	81	43の2-1	59-155	特別療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第二号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
988	81	43の2-1	59-156	移送費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
989	81	43の2-1	59-157	高額療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
990	81	43の2-1	59-158	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
991	81	43の2-1	59-160	傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
992	82	43の2の2	59-161	保険料の還付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
993	80	43-1イ	59-162	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の算定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
994	85の2	43の4-1ニ	61の2-3	入居の申込みに係る事実についての審査【本人同意要】	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
995	85の2	43の4-2(43の4-1ロ)	61の2-7	賃貸借契約の解除【本人同意要】	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
996	85の2	43の4-1ロ、ハ	61の2-9	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
997	85の2	43の4-1ホ	61の2-10	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
998	85の2	43の4-2(43の4-1ロ、ハ)	61の2-11	賃貸借契約の解除	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
999	85の2	43の4-2(43の4-1ホ)	61の2-12	賃貸借契約の解除	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
1000	87	44-1ハ	63-3	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1001	87	44-1ニ、ホ、ヘ	63-5	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1002	87	44-1ト	63-6	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1003	87	44-1ヌ	63-7	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1004	87	44-1ル	63-8	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1005	87	44-1ラ	63-9	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1006	87	44-1ワ	63-10	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1007	87	44-1カ	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1008	87	44-1ヨ	63-12	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1009	87	44-1タ	63-13	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1010	87	44-1レ	63-14	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1011	87	44-1チ	63-15	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1012	87	44-1ラ	63-21	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1013	87	44-1キ	63-23	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1014	87	44-1ノ	63-24	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立資金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1015	87	44-2ハ	63-51	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1016	87	44-2ニ、ホ、ヘ	63-53	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1017	87	44-2ト	63-54	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1018	87	44-2ヌ	63-55	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1019	87	44-2ル	63-56	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1020	87	44-2ラ	63-57	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1021	87	44-2ワ	63-58	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1022	87	44-2カ	63-59	支援給付の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1023	87	44-2ヨ	63-60	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1024	87	44-2タ	63-61	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1025	87	44-2レ	63-62	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1026	87	44-2チ	63-63	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1027	87	44-2ラ	63-69	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1028	87	44-2キ	63-71	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1029	87	44-2ノ	63-72	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1030	87	44-3ハ	63-78	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1031	87	44-3ニ、ホ、ヘ	63-80	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1032	87	44-3ト	63-81	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1033	87	44-3ヌ	63-82	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1034	87	44-3ル	63-83	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1035	87	44-3ヲ	63-84	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1036	87	44-3ワ	63-85	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1037	87	44-3カ	63-86	職権による支援給付の開始若しくは変更【本人同意要】	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1038	87	44-3コ	63-87	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1039	87	44-3ク	63-88	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1040	87	44-3セ	63-89	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1041	87	44-3チ	63-90	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1042	87	44-3ラ	63-96	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1043	87	44-3ホ	63-98	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1044	87	44-3ノ	63-99	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1045	87	44-4ハ	63-102	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1046	87	44-4ニ、ホ、ヘ	63-104	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1047	87	44-4ト	63-105	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1048	87	44-4ヌ	63-106	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1049	87	44-4ル	63-107	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1050	87	44-4ラ	63-108	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1051	87	44-4ワ	63-109	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1052	87	44-4カ	63-110	支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1053	87	44-4ヨ	63-111	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1054	87	44-4タ	63-112	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1055	87	44-4レ	63-113	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1056	87	44-4チ	63-114	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1057	87	44-4ラ	63-120	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1058	87	44-4キ	63-122	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1059	87	44-4ノ	63-123	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1060	87	44-6ハ	63-127	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1061	87	44-6ニ、ホ、ヘ	63-129	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1062	87	44-6ト	63-130	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1063	87	44-6ヌ	63-131	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1064	87	44-6ル	63-132	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1065	87	44-6ワ	63-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1066	87	44-6フ	63-134	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1067	87	44-6カ	63-135	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1068	87	44-6ヨ	63-136	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1069	87	44-6タ	63-137	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1070	87	44-6レ	63-138	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1071	87	44-6チ	63-139	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1072	87	44-6ラ	63-145	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1073	87	44-6キ	63-147	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1074	87	44-6ノ	63-148	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1075	87	44-1リ	63-150	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1076	87	44-2リ	63-151	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1077	87	44-3リ	63-152	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1078	87	44-4リ	63-153	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1079	87	44-6リ	63-154	徴収金の徴収	生活保護法第79条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室		
1080	87	44-1チ	63-155	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室		
1081	87	44-2チ	63-156	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室		
1082	87	44-3チ	63-157	職種による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室		
1083	87	44-4チ	63-158	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室		
1084	87	44-6チ	63-159	徴収金の徴収	生活保護法第79条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室		
1085	87	44-5ハ	63-187	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1086	87	44-5ニ、ホ、ヘ	63-188	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1087	87	44-5ト	63-189	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1088	87	44-5ヌ	63-190	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1089	87	44-5ル	63-191	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1090	87	44-5ワ	63-192	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1091	87	44-5フ	63-193	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第二十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1092	87	44-5カ	63-194	支援給付に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1093	87	44-5ヨ	63-195	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1094	87	44-5タ	63-196	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1095	87	44-5レ	63-197	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1096	87	44-5チ	63-198	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1097	87	44-5ラ	63-209	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1098	87	44-5キ	63-211	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報 名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1099	87	44-5ノ	63-212	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1100	87	44-5チ	63-218	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類等 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1101	87	44-5リ	63-219	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1102	87	44-1イ	63-220	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1103	87	44-2イ	63-221	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1104	87	44-3イ	63-222	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1105	87	44-4イ	63-223	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1106	87	44-5イ	63-224	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1107	87	44-6イ	63-225	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1108	87	44-1ナ	63-226	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1109	87	44-1ム	63-227	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1110	87	44-2ナ	63-228	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1111	87	44-2ム	63-229	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1112	87	44-3ナ	63-230	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1113	87	44-3ム	63-231	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1114	87	44-4ナ	63-232	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1115	87	44-4ム	63-233	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1116	87	44-6ナ	63-234	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1117	87	44-6ム	63-235	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
1118	87	44-5ナ	63-236	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1119	87	44-5ム	63-237	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1120	87	44-1ロ	63-244	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1121	87	44-2コ	63-245	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1122	87	44-3ク	63-246	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1123	87	44-4ケ	63-247	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1124	87	44-6コ	63-248	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1125	87	44-5ク	63-249	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1126	87	44-1オ	63-250	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1127	87	44-2オ	63-251	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1128	87	44-3オ	63-252	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1129	87	44-1ウ	63-256	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1130	87	44-2ウ	63-257	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1131	87	44-3ウ	63-258	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1132	87	44-4ウ	63-259	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1133	87	44-5ウ	63-260	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1134	87	44-6ウ	63-261	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護企画課 中国残留邦人等支援室	
1135	88の2	44の2-1	64-1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1136	88の2	44の2-2	64-2	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1137	88の2	44の2-3	64-3	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原子爆弾小頭症手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1138	88の2	44の2-4	64-4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1139	89	44の3-1	64-5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1140	89	44の3-2	64-6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による葬祭料の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1141	90	44の4-2	64-7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1142	90	44の4-1	64-8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給に関する事務	介護保険給付との2重取り（不正受給）防止のために確認する事務	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	—	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局総務課	
1143	93	46-1	68-3	第2号被保険者の被保険者証交付申請の確認	市町村が介護保険被保険者証を第2号被保険者に交付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1144	94	47-44イ	68-7	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1145	94	47-44ハ	68-8	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1146	94	47-44ニ	68-10	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1147	94	47-47イ	68-15	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1148	93	46-7	68-16	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療被保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1149	93	46-6	68-19	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1150	94	47-46イ	68-20	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1151	94	47-45イ	68-30	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1152	94	47-45ハ	68-31	保険料の減免等申請の内容確認	市町村が保険料を減免等するに当たって内容を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1153	94	47-45ニ	68-32	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1154	94	47-45イ	68-36	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1155	94	47-45ニ	68-37	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1156	94	47-13イ	68-57	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1157	94	47-13ハ	68-58	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1158	94	47-13ニ	68-59	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1159	94	47-26イ	68-63	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1160	94	47-26ハ	68-64	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1161	94	47-26ニ	68-65	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1162	94	47-14イ	68-73	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1163	94	47-14ハ	68-74	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1164	94	47-14ニ	68-76	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1165	94	47-27イ	68-80	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1166	94	47-27ハ	68-81	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1167	94	47-27ニ	68-83	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1168	94	47-16イ	68-97	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1169	94	47-16ハ	68-98	特定入所者介護サービス費及び特別特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特別特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1170	94	47-16ハ	68-100	特定入所者介護サービス費及び特別特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費及び特別特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1171	94	47-16ニ	68-101	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1172	94	47-29イ	68-108	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1173	94	47-29ハ	68-109	特定入所者介護予防サービス費及び特別特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び特別特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1174	94	47-29ニ	68-111	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1175	94	47-16イ	68-118	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1176	94	47-16ニ	68-122	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1177	94	47-29イ	68-124	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1178	94	47-29ニ	68-127	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1179	93	46-2	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整	市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続	45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1180	94	47-48イ	68-141	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1181	94	47-48ハ	68-142	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1182	94	47-48ニ	68-144	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1183	94	47-48イ	68-148	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1184	94	47-48ハ	68-149	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1185	94	47-48ニ	68-151	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1186	93	46-3	68-155	要介護認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1187	93	46-4	68-158	要支援認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1188	93	46-3	68-161	要介護更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1189	93	46-4	68-164	要支援更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1190	93	46-3	68-167	要介護状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1191	93	46-4	68-170	要支援状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1192	94	47- 1	68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を介護保険被保険者が市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1193	93	46- 5	68-174	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の内容を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て・健康保険証・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1194	94	47- 31イ	68-179	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1195	94	47- 31ハ	68-180	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1196	94	47- 31ニ	68-181	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1197	94	47- 32イ	68-182	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1198	94	47- 32ハ	68-183	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1199	94	47- 32ニ	68-184	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1200	94	47- 33イ	68-185	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1201	94	47- 33ハ	68-186	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1202	94	47- 33ニ	68-187	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1203	94	47- 36イ	68-189	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1204	94	47- 36ハ	68-190	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1205	94	47- 36ニ	68-191	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1206	94	47- 37イ	68-193	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1207	94	47- 37ハ	68-194	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1208	94	47- 37ニ	68-195	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1209	94	47-34イ	68-196	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1210	94	47-34ハ	68-197	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1211	94	47-34ニ	68-198	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1212	94	47-35イ	68-199	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1213	94	47-35ハ	68-200	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1214	94	47-35ニ	68-201	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1215	94	47-12イ	68-202	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1216	94	47-12ハ	68-203	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1217	94	47-12ニ	68-205	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1218	94	47-14ニ	68-207	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1219	94	47-14ハ	68-208	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1220	94	47-14ハ	68-210	高額介護サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1221	94	47-14ニ	68-211	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1222	94	47-14ハ	68-212	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1223	94	47-14ハ	68-214	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1224	94	47-16ハ	68-215	特定入所者介護サービス費の支給にかかる配偶者の所得動案	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得動案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1225	94	47-16ハ	68-216	特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得動案（特別減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得動案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1226	94	47-16ハ	68-217	特定入所者介護予防サービス費の支給に係る 配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支 給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/認 知症施策・地域介 護推進課/老人保健 課	
1227	94	47-38イ	68-223	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から 受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付 金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1228	94	47-38ハ	68-224	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意 要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から 受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1229	94	47-38ハ	68-225	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意 要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から 受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1230	94	47-38ニ	68-226	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から 受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1231	94	47-39イ	68-230	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付 金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1232	94	47-39ハ	68-231	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1233	94	47-39ニ	68-233	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1234	94	47-40ニ	68-234	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業 及び高額医療合算介護予防サービス費相当事 業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医 療合算介護予防サービス費相当事業を利用者 が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1235	94	47-40ハ	68-235	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業 及び高額医療合算介護予防サービス費相当事 業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医 療合算介護予防サービス費相当事業を利用者 が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1236	94	47-40ハ	68-237	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業 及び高額医療合算介護予防サービス費相当事 業に係る現役並み所得者の収入判定にかか る申請の受理、確認	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医 療合算介護予防サービス費相当事業を利用者 が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1237	94	47-41イ	68-238	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から 徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付 金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1238	94	47-41ハ	68-241	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から 徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1239	94	47-40イ	68-243	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業 及び高額医療合算介護予防サービス費相当事 業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医 療合算介護予防サービス費相当事業を利用者 が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付 金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1240	94	47-40ハ	68-268	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医 療合算介護予防サービス費相当事業の支給の 決定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医 療合算介護予防サービス費相当事業の支給を 受けるための手続	4	介護保険法による保険料の交付、地域支援事業の 実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担証明書（介護）	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1241	94	47-44口	68-293	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確 認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1242	94	47-47口	68-294	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市 町村が確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1243	94	47-46口	68-295	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被 保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たっ て資格を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1244	94	47-45口	68-296	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を 確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1245	94	47-45口	68-297	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっ ての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1246	94	47-13口	68-298	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件 確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申 請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1247	94	47-26口	68-299	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件 確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申 請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1248	94	47-14口	68-300	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに 当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1249	94	47-27口	68-301	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行 うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1250	94	47-16口	68-302	特定入所者介護サービス費及び特例特定入 所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例 特定入所者介護サービス費の支給を行うに 当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1251	94	47-29口	68-303	特定入所者介護予防サービス費及び特例特 定入所者介護予防サービス費の支給の要件 確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び 特例特定入所者介護予防サービス費の支給 を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1252	94	47-48口	68-306	旧措置入所者に対する施設介護サービス費 の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費 の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されてい る者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1253	94	47-48口	68-307	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1254	94	47-31口	68-308	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1255	94	47-32口	68-309	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1256	94	47-33口	68-310	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1257	94	47-36口	68-311	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1258	94	47-37口	68-312	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1259	94	47-34口	68-313	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1260	94	47-35口	68-314	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1261	94	47-12口	68-315	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1262	94	47-38口	68-316	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1263	94	47-39口	68-317	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1264	94	47-41口	68-318	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1265	94	47-40口	68-319	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療費合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療費合算介護予防サービス費相当事業を利用者に係る現役並み所得者の判定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1266	94	47-2	68-320	居宅介護サービス費の支給の要件確認	居宅介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1267	94	47-3	68-321	特例居宅介護サービス費の支給の要件確認	特例居宅介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1268	94	47-4	68-322	地域密着型介護サービス費の支給の要件確認	地域密着型介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1269	94	47-5	68-323	特例地域密着型介護サービス費の支給の要件確認	特例地域密着型介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1270	94	47-6	68-324	居宅介護福祉用具購入費の支給の要件確認	居宅介護福祉用具購入費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
1271	94	47-7	68-325	居宅介護住宅改修費の支給の要件確認	居宅介護住宅改修費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
1272	94	47-8	68-326	居宅介護サービス計画費の支給の要件確認	居宅介護サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1273	94	47-9	68-327	特例居宅介護サービス計画費の支給の要件確認	特例居宅介護サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1274	94	47-10	68-328	施設介護サービス費の支給の要件確認	施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 高齢者支援課/老人 保健課	
1275	94	47-11	68-329	特例施設介護サービス費の支給の要件確認	特例施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1276	94	47-14へ	68-330	高額介護サービス費の支給の要件確認	高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1277	94	47-15	68-331	高額医療費合算介護サービス費の支給の要件確認	高額医療費合算介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1278	94	47-17	68-332	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1279	94	47-18	68-333	介護予防サービス費の支給の要件確認	介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1280	94	47-19	68-334	特例介護予防サービス費の支給の要件確認	特例介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1281	94	47-20	68-335	地域密着型介護予防サービス費の支給の要件確認	地域密着型介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1282	94	47-21	68-336	特別地域密着型介護予防サービス費の支給の要件確認	特別地域密着型介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1283	94	47-22	68-337	介護予防福祉用具購入費の支給の要件確認	介護予防福祉用具購入費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
1284	94	47-23	68-338	介護予防住宅改修費の支給の要件確認	介護予防住宅改修費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
1285	94	47-24	68-339	介護予防サービス計画費の支給の要件確認	介護予防サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1286	94	47-25	68-340	特別介護予防サービス計画費の支給の要件確認	特別介護予防サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1287	94	47-27へ	68-341	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1288	94	47-28	68-342	高額医療合算介護予防サービス費の支給の要件確認	高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1289	94	47-30	68-343	特別特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	特別特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1290	94	47-43	68-344	保険料の還付に関する事務	保険料の還付を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1291	94	47-16へ	68-345	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1292	94	47-16へ	68-346	特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）の要件確認	特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1293	94	47-29へ	68-347	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1294	94	47-48へ	68-348	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1295	94	47-48へ	68-349	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1296	94	47-38へ	68-350	地域支援事業の家族介護支援事業における慰労金及び介護用品費の支給の要件確認	地域支援事業の家族介護支援事業における慰労金及び介護用品費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1297	94	47-40ト	68-351	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給の要件確認	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1298	94	47-42	68-352	第一号事業支給費の支給の要件確認	第一号事業支給費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	
1299	94	47-17	68-353	特別特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）の要件確認	特別特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局 介護保険計画課	
1300	96	48-1	69-1	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事	市町村長	内閣府（防災担当）（被災者生活再建担当）	
1301	97	49-1ロ	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1302	97	49-2イ	70-17	他の法令による給付との調整（健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課		
1303	97	49-2イ	70-18	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国民健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課		

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1304	97	49-2イ	70-19	他の法令による給付との調整（船員保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（船員保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1305	97	49-2イ	70-20	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国家公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1306	97	49-2イ	70-21	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（地方公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1307	97	49-2ロ	70-22	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1308	97	49-2ハ	70-23	他の法令による給付との調整（介護保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（介護保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1309	97	49-3ロ	70-24	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1310	97	49-2イ	70-25	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（私立学校教職員共済法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1311	97	49-1ハ	70-26	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1312	97	49-3ハ	70-27	療養費の支給の申請の受理、審査、支給	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1313	97	49-3ニ	70-28	療養費の支給（公的給付支給等口座登録簿関係情報）	当該療養費を受給するための手続	89	公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	内閣総理大臣	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	
1314	10202	50-1 50-2	76-1	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	90	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肺がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1315	10202	50-1 50-2	76-2	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	91	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肺がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1316	10202	50-1 50-2	76-3	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	92	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（乳がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1317	102の2	50-1 50-2	76-4	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	93	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（乳がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1318	102の2	50-1 50-2	76-5	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	94	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（胃がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1319	102の2	50-1 50-2	76-6	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	95	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（胃がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1320	102の2	50-1 50-2	76-7	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	96	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（子宮頸がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1321	102の2	50-1 50-2	76-8	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	97	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（子宮頸がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1322	102の2	50-1 50-2	76-9	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	98	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（大腸がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1323	102の2	50-1 50-2	76-10	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	99	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（大腸がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1324	102の2	50-1 50-2	76-11	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	100	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肝炎ウイルス検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1325	102の2	50-1 50-2	76-12	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	101	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肝炎ウイルス検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1326	102の2	50-1 50-2	76-13	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	102	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（骨粗鬆症検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1327	102の2	50-1 50-2	76-14	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	103	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（骨粗鬆症検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1328	102の2	50-1 50-2	76-15	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	104	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（歯周疾患検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1329	102の2	50-1 50-2	76-16	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	105	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（歯周疾患検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局健康課	
1330	106	53-11ハ、ニ	81-2	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査における世帯構成員の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1331	106	53-11ハ	81-3	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、その配偶者、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生支援課	
1332	106	53-11ト	81-4	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査【本人同意案】（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、その配偶者、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1333	106	53-22ホ	81-8	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生支援課	
1334	106	53-22ロ、ハ	81-9	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1335	106	53-22ヘ53-6ロ	81-12	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査【本人同意案】（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1336	106	53-22ト53-6ハ	81-13	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（世帯主記載）	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1337	106	53-4イ、ロ	81-17	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1338	106	53-4ニ	81-18	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1339	106	53-4へ	81-19	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（通知発送（住所調査含む）、債権償却、代位弁済請求）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	返還者等が機構に居住地等を示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1340	106	53-4ホ	81-21	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に係る状況の確認【本人同意要】（奨学金返還金回収のための各種手続（延滞金の減免、債権償却等）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認又は奨学金返還割賦額決定のための本人の状況の確認）	奨学金の返還に係る債権償却等における本人、連帯保証人、保証人の収入状況の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1341	106	53-5	81-22	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人及び返還者本人を同一生計配偶者若しくは扶養親族とする者に係る所得運動返還の割賦額の決定【本人同意要】	所得運動返還での返還割賦額を決定するに当たり、返還者等が機構に収入を示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1342	106	53-1ヌ	81-23	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当（特例給付）認定通知書、児童手当（特例給付）支払通知書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1343	106	53-1チ	81-24	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生支援課	
1344	106	53-1コ	81-25	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	措置決定通知書等の写し	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1345	106	53-1リ	81-26	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	文部科学省高等教育局学生支援課	
1346	106	53-1カ	81-28	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、その配偶者、生計維持者の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生支援課	
1347	106	53-1ヲ	81-30	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局学生支援課	
1348	106	53-2ヲ53-6ニ	81-31	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するに当たり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局学生支援課	
1349	106	53-2イ53-6イ	81-33	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するに当たり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生支援課	
1350	106	53-1イ	81-34	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するに当たり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	傷病手当金通知書	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局学生支援課	
1351	108	55-1リ	84-2	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1352	108	55-1ヌ	84-3	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1353	108	55-1コ	84-4	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1354	108	55-1ハ	84-5	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1355	108	55-1リ	84-7	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1356	108	55-1ヌ	84-8	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1357	108	55-1ロ	84-9	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1358	108	55-1ハ	84-10	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1359	108	55-1リ	84-15	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1360	108	55-1ヌ	84-16	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1361	108	55-1ロ	84-17	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1362	108	55-1ハ	84-18	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1363	108	55-1リ	84-31	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1364	108	55-1ヌ	84-32	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1365	108	55-1ロ	84-33	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1366	108	55-1ハ	84-34	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1367	108	55-1リ	84-36	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1368	108	55-1ヌ	84-37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1369	108	55-1ハ	84-38	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1370	109	55の2-1イ	84-39	他の法令による給付との調整（健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1371	109	55の2-1イ	84-40	他の法令による給付との調整（船員保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1372	109	55の2-1イ	84-43	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援課/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1373	109	55の2-1イ	84-44	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援課/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1374	109	55の2-1イ	84-45	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援課/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1375	109	55の2-1ロ	84-47	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援課/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1376	109	55の2-1ハ	84-48	他の法令による給付との調整（介護保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援課/障害福祉課/精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1377	108	55-6ヘ	84-50	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1378	108	55-6ト	84-51	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1379	108	55-6イ	84-52	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1380	108	55-6ロ	84-53	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1381	108	55-10ハ	84-65	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1382	108	55-10ニ	84-66	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1383	108	55-10イ	84-67	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1384	108	55-10ロ	84-68	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1385	108	55-7ハ	84-71	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1386	108	55-7ニ	84-72	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1387	108	55-7イ	84-73	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1388	108	55-11ロ	84-84	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1389	108	55-11ハ、ニ	84-97	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1390	108	55-1イ	84-98	介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1391	108	55-1ニ	84-99	介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1392	108	55-1ホ	84-100	介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1393	108	55-1ヘ	84-101	介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1394	108	55-1ト、チ	84-102	介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1395	108	55-1ホ	84-104	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1396	108	55-1ト、チ	84-105	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1397	108	55-1ト	84-108	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援推進室／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1398	108	55-1ロ	84-109	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1399	108	55-8イ	84-110	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1400	108	55-8ロ	84-111	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1401	108	55-8ニ	84-113	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1402	108	55-6二、ホ	84-115	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1403	108	55-2イ	84-116	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1404	108	55-2ロ	84-117	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1405	108	55-2ハ	84-118	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1406	108	55-2ニ	84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1407	108	55-5ハ	84-121	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1408	108	55-7ロ	84-124	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1409	108	55-1ホ	84-127	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし（公用請求など）	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1410	108	55-5イ、ロ	84-128	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1411	108	55-11イ	84-129	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1412	108	55-11ホ	84-130	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1413	108	55-11ヘ	84-131	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1414	109	55の2-2イ	84-132	自立支援医療費の支給認定（健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1415	109	55の2-2イ	84-133	自立支援医療費の支給認定（船員保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	
1416	109	55の2-2イ	84-134	自立支援医療費の支給認定（国民健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1417	109	55の2-2ロ	84-135	自立支援医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1418	109	55の2-2イ	84-136	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1419	109	55の2-2イ	84-137	自立支援医療費の支給認定（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1420	109	55の2-2イ	84-138	自立支援医療費の支給認定（私立学校教職員共済法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1421	109	55の2-3イ	84-139	自立支援医療費の支給認定の変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1422	109	55の2-3イ	84-140	自立支援医療費の支給認定の変更（給員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1423	109	55の2-3イ	84-141	自立支援医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1424	109	55の2-3ロ	84-142	自立支援医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1425	109	55の2-3イ	84-143	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1426	109	55の2-3イ	84-144	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1427	109	55の2-3イ	84-145	自立支援医療費の支給認定の変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1428	109	55の2-4イ	84-146	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1429	109	55の2-4イ	84-147	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1430	109	55の2-4イ	84-148	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1431	109	55の2-4ロ	84-149	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1432	109	55の2-4イ	84-150	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1433	109	55の2-4イ	84-151	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1434	109	55の2-4イ	84-152	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1435	109	55の2-1イ	84-153	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課/こども家庭庁支援局障害児支援課	
1436	108	55-9ロ	84-160	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1437	108	55-9ハ	84-161	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1438	108	55-9ニ	84-162	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1439	108	55-9ホ	84-163	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1440	108	55-9へ	84-164	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1441	110	55の3-3ト	84-165	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1442	110	55の3-1ト	84-166	自立支援医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1443	110	55の3-2ト	84-167	自立支援医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1444	110	55の3-4ト	84-168	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1445	108	55-9イ	84-169	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1446	108	55-8ハ	84-171	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1447	110	55の3-3チ	84-176	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員災害補償基金への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1448	110	55の3-1チ	84-177	自立支援医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1449	110	55の3-2チ	84-178	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1450	110	55の3-4チ	84-179	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1451	108	55-6ハ	84-192	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	自立支援医療受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1452	108	55-1ル	84-193	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費の支給	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課／子ども家庭庁支援局障害児支援課	
1453	108	55-9ト	84-194	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1454	113	58-1ロ	91-1	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1455	113	58-1ハ	91-2	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1456	113	58-2ロ	91-4	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1457	113	58-2ハ	91-5	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1458	113	58-1イ	91-7	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1459	113	58-2イ	91-8	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1460	114	59-1	92-1	職業訓練受講給付金の支給（市町村への照会（地方税情報））【本人同意要】	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（市町村への照会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
1461	114	59-2	92-2	職業訓練受講給付金の支給（市町村への照会（住民票情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（市町村への照会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
1462	114	59-10	92-15	職業訓練受講給付金の支給（内閣総理大臣への照会（公的給付支給等口座登録簿関係情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（内閣総理大臣への照会）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
1463	115の2	59の2	93の2-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法第27条の2第1項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に関する事務	予防接種法第9条の3に基づき市町村が予防接種種による予防接種に関する記録（被接種者の接種履歴等）を作成する手続	88	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	なし	市町村長	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課	
1464	116	59の2の2-1ホ、ヘ、59の2の2-1ト、チ、59の2の2-6ト、テ、59の2の2-7ウ、ク、59の2の2-7ホ、ヘ	94-7	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1465	116	59の2の2-1ト、チ、59の2の2-6ト、テ、59の2の2-7ウ、ク、59の2の2-7ホ、ヘ	94-8	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は障害福祉による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1466	116	59の2の2-1イ、59の2の2-6イ、59の2の2-7イ（59の2の2-6イ）	94-9	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1467	116	59の2の2-7ロ、59の2の2-8（59の2の2-7ロ）	94-74	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1468	116	59の2の2-1ロ	94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1469	116	59の2の2-1ハ、59の2の2-7ハ、59の2の2-8（59の2の2-7ハ）	94-11	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1470	116	59の2の2-1ニ、59の2の2-7ニ、59の2の2-7（59の2の2-7ニ）	94-12	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁保育局保育政策課	
1471	116	59の2の2-1リ、59の2の2-7リ、59の2の2-8（59の2の2-7リ）	94-13	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁保育局保育政策課	
1472	116	59の2の2-1ヌ	94-14	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁保育局保育政策課	
1473	116	59の2の2-1ル、59の2の2-7ヌ、59の2の2-8（59の2の2-7ヌ）	94-15	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみを認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁保育局保育政策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1474	116	59の2の2-1フ	94-16	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁成育局保育政策課	
1475	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ホ、ヘ) 59の2の2-10 (59の2の2-7ホ、ヘ)	94-22	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1476	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ト、チ) 59の2の2-9 (59の2の2-6ト、チ)	94-23	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1477	116	59の2の2-3 (59の2の2-1イ) 59の2の2-10 (59の2の2-7イ)	94-24	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1478	116	59の2の2-10 (59の2の2-7ロ)	94-75	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1479	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ロ)	94-25	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1480	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ハ) 59の2の2-10 (59の2の2-7ハ)	94-26	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1481	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ニ) 59の2の2-10 (59の2の2-7ニ)	94-27	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1482	116	59の2の2-3 (59の2の2-1リ) 59の2の2-10 (59の2の2-7リ)	94-28	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1483	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ヌ)	94-29	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1484	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ル) 59の2の2-10 (59の2の2-7ヌ)	94-30	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1485	116	59の2の2-3 (59の2の2-1ウ)	94-31	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁成育局保育政策課	
1486	116	59の2の2-4 (59の2の2-1ホ、ヘ) 59の2の2-11 (59の2の2-7ホ、ヘ)	94-35	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1487	116	59の2の2-4 (59の2の2-1ト、チ) 59の2の2-10 (59の2の2-6ト、チ)	94-36	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1488	116	59の2の2-4 (59の2の2-1イ) 59の2の2-11 (59の2の2-7イ)	94-37	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1489	116	59の2の2-4 (59の2の2-1ロ)	94-38	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1490	116	59の2の2-4 (59の2の2-1ハ) 59の2の2-11 (59の2の2-7ハ)	94-39	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1491	116	59の2の2-4 (59の2の2-1 ニ) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7ニ)	94-40	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1492	116	59の2の2-4 (59の2の2-1 リ) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7リ)	94-41	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1493	116	59の2の2-4 (59の2の2-1 ス) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7ス)	94-42	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1494	116	59の2の2-4 (59の2の2-1 ト) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7ト)	94-43	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1495	116	59の2の2-4 (59の2の2-1 ウ) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7ウ)	94-44	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁成育局保育政策課	
1496	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ホ、ヘ) 59の2 の2-12 (59の2 の2-7ホ、ヘ)	94-48	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1497	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ト、チ) 59の2 の2-11 (59の2 の2-6ト、チ)	94-49	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1498	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 イ) 59の2の2- 12 (59の2の2- 7イ)	94-50	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1499	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ロ) 59の2の2- 12 (59の2の2- 7ロ)	94-51	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1500	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ハ) 59の2の2- 12 (59の2の2- 7ハ)	94-52	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1501	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ニ) 59の2の2- 12 (59の2の2- 7ニ)	94-53	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1502	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 リ) 59の2の2- 12 (59の2の2- 7リ)	94-54	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1503	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ス) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7ス)	94-55	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1504	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ト) 59の2の2- 12 (59の2の2- 7ト)	94-56	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1505	116	59の2の2-5 (59の2の2-1 ウ) 59の2の2- 11 (59の2の2- 7ウ)	94-57	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁成育局保育政策課	
1506	116	59の2の2-2 (59の2の2-1 ホ、ヘ) 59の2 の2-9 (59の2 の2-7ホ、ヘ)	94-63	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1507	116	59の2の2-2 (59の2の2-1 ト、チ) 59の2 の2-8 (59の2 の2-6ト、チ)	94-64	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁成育局保育政策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1508	116	59の2の2-2 (59の2の2-1イ) 59の2の2-9 (59の2の2-7イ)	94-65	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1509	116	59の2の2-2 (59の2の2-1イ)	94-66	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1510	116	59の2の2-2 (59の2の2-1ハ) 59の2の2-9 (59の2の2-7ハ)	94-67	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1511	116	59の2の2-2 (59の2の2-1ニ) 59の2の2-9 (59の2の2-7ニ)	94-68	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1512	116	59の2の2-2 (59の2の2-1リ) 59の2の2-9 (59の2の2-7リ)	94-69	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1513	116	59の2の2-2 (59の2の2-1ヌ)	94-70	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1514	116	59の2の2-2 (59の2の2-1ル) 59の2の2-9 (59の2の2-7ヌ)	94-71	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	こども家庭庁成育局保育政策課	
1515	116	59の2の2-2 (59の2の2-1ワ)	94-72	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	こども家庭庁成育局保育政策課	
1516	116	59の2の2-11 (59の2の2-7ロ)	94-76	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1517	116	59の2の2-12 (59の2の2-7ロ)	94-77	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定要件を満たさなくなった場合に、居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1518	116	59の2の2-9 (59の2の2-7ロ)	94-78	子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が受けるために、居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局保育政策課	
1519	116	59の2の2-14イ (59の2の2-7ロ)	94-79	地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補給給付事業給付対象者の審査に関する事務	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）等において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用等について保護者が補助を受けるために居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	こども家庭庁成育局総務課	
1520	116	59の2の2-6、 59の2の2-13	94-80	子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務	幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用等に要した費用の支給を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁成育局保育政策課	
1521	116	59の2の2-14ロ	94-81	地域子ども・子育て支援事業における、実費徴収に係る補給給付事業の給付の支給及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用の助成に関する事務	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）等において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用等について保護者が補助を受けるために、居住地市町村が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	市町村長	内閣総理大臣	こども家庭庁成育局総務課	
1522	120	59の3-1イ	98-2	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1523	120	59の3-1ロ	98-3	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1524	120	59の3-1ニ	98-4	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1525	120	59の3-1ホ	98-5	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1526	120	59の3-2イ	98-18	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1527	120	59の3-2ロ	98-19	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1528	120	59の3-2ニ	98-20	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1529	120	59の3-2ホ	98-21	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1530	120	59の3-3イ	98-33	他の法令による給付との調整（健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1531	120	59の3-3イ	98-34	他の法令による給付との調整（船員保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1532	120	59の3-3ロ	98-35	他の法令による給付との調整（児童福祉法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1533	120	59の3-3イ	98-36	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1534	120	59の3-3イ	98-37	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1535	120	59の3-3イ	98-38	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1536	120	59の3-3ハ	98-40	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1537	120	59の3-3ニ	98-41	他の法令による給付との調整（介護保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1538	120	59の3-4	98-43	特定医療費の支給認定の申請内容変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の申請内容を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1539	120	59の3-3イ	98-44	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1540	120	59の3-1ワ	98-49	特定医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・ 傷病補償年金決定通知書 ・ 障害補償決定通知書 ・ 遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1541	120	59の3-1ヲ	98-50	特定医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 障害児福祉手当認定通知書 ・ 特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R6.3.1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用を 開始したもの
1542	120	59の3-2フ	98-55	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1543	120	59の3-2ヲ	98-56	特定医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害見届け手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1544	120	59の3-1ハ	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1545	120	59の3-1ハ	98-58	特定医療費の支給認定（船員保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1546	120	59の3-1ハ	98-59	特定医療費の支給認定（国民健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1547	120	59の3-1ハ	98-60	特定医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1548	120	59の3-1ハ	98-61	特定医療費の支給認定（共済組合等）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1549	120	59の3-2ハ	98-62	特定医療費の支給認定の変更（健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1550	120	59の3-2ハ	98-63	特定医療費の支給認定の変更（船員保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1551	120	59の3-2ハ	98-64	特定医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1552	120	59の3-2ハ	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1553	120	59の3-2ハ	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	
1554	121	59の4-2	101-1	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	-	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	内閣総理大臣	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ	
1555	121の800~900	59の4-1	101-2	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	-	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	市町村長	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ	

※特定個人情報「89」番について、市町村（特別区を含む）等が給付金等を支給する行政機関になっているものについては、当該行政機関ごとに、本格運用移行日が異なります。試行運用を継続している行政機関等については、公金受取口座を利用する場合においても、口座情報の記載を求めるとさせていただきます。ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。